

第7期

伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画 及び第3期障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

伊勢原市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	3
2 法律・制度の動向	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
第2章 障がい者を取り巻く現状	11
1 障がい者数等の推移	13
2 障がい者相談の状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	21
2 基本視点	22
3 基本目標	23
4 施策の体系図	26
第4章 障がい者計画	29
基本目標 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	31
基本目標 2 安全・安心な生活環境の整備	38
基本目標 3 相談支援の充実	48
基本目標 4 地域生活支援の充実	52
基本目標 5 発達支援と教育の充実	61
基本目標 6 活動支援の充実	66
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	71
1 基本指針	73
2 障がい福祉計画（障害福祉サービス等の見込量と確保策）	76
3 障がい児福祉計画（障害児通所支援等の見込量と確保策）	110
第6章 計画の推進に向けて	119
1 推進体制の整備	121
2 計画の推進管理	122
資料編	125
1 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会設置要綱	127
2 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会名簿	129
3 計画策定の経過	130
4 用語解説	133

○「障がい」の表記について

「害」の字表記については、法令や法令上の規定、団体名などの固有名詞に漢字表記が使用されている場合を除き、原則ひらがなで記載しています。

○用語解説について

「専門用語等には、「_____」下線を付し「5 用語解説」(P131~134)としてとりまとめました。

第1章

計画の概要

本市では、前計画（令和3年度から令和5年度までの計画期間）において「障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまち いせはら」を基本理念に、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会の実現を目指して、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。

しかし、平成28年7月26日に起きた県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」での事件は、多くの方々に衝撃と不安を与え、今もまだその不安は続いています。あのような事件を二度と繰り返されないよう、神奈川県では平成28年10月に「共に生きる社会かながわ憲章」を策定し、その後、令和3年11月には「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓うとともに、令和4年10月には「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定し、令和5年4月に施行しました。

また、令和3年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正があり、これまで努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となりました。地域共生社会の実現に向けては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の構築の支援「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法に基づく事業と介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

なお、令和5年に国が策定した「障害者基本計画（第5次）」においては、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための障がい者施策の基本的な方向が示されておりあります。

新型コロナウイルスの蔓延等により新たな生活スタイルへの転換も求められています。こうした社会情勢、ニーズの変化等を踏まえるとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念も取り入れながら、本市は、ここに「第7期伊勢原市障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活していけるよう、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がい者施策の推進を図ります。

●平成17（2005）年4月「発達障害者支援法」の施行

発達障がい の定義の明確化、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行なう体制の整備など

●平成18（2006）年4月「障害者自立支援法」の施行

身体障がい、知的障がい、精神障がい の一元化、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編など

●平成18（2006）年12月「バリアフリー法」の施行

（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障がい者が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など

●平成18（2006）年12月「教育基本法」の全部改正

「教育の機会均等」に関する規定に、障がいのある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など

●平成19（2007）年9月「障害者権利条約」に署名

（障がい者の権利に関する条約）

障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定など

●平成23（2011）年8月「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障がい者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者の保護を追加など

●平成24（2012）年10月「障害者虐待防止法」の施行

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障がい者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障がい者の保護、養護者に対する支援の措置など

●平成25（2013）年4月「障害者総合支援法」の施行

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など

【一部平成26（2014）年4月施行】

●平成25（2013）年4月「障害者優先調達推進法」の施行

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど

●平成26（2014）年1月「障害者権利条約」批准

署名から約7年かけて、条約締結に向けた国内法制度改革を進め、日本は140番目の締結国となる

●平成28（2016）年4月「障害者差別解消法」の施行

（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど

●平成28（2016）年4月「改正障害者雇用促進法」の一部施行

（障害者の雇用の促進等に関する法律）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるなど

●平成28（2016）年5月「成年後見制度利用促進法」の施行

（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

成年後見制度の利用の促進について、基本的な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するなど

●平成28（2016）年8月「改正発達障害者支援法」の施行

「社会的障壁」の除去、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うなど

●平成30（2018）年4月「改正障害者総合支援法」の施行

自立生活援助や職場定着支援など新規事業の創設など

●平成30（2018）年4月「改正児童福祉法」の施行

障害児支援のニーズの多様化に対応するため障害児福祉計画を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進するなど

●平成30（2018）年6月「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（障がい者文化芸術活動推進法）

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るなど

●令和3（2021）年4月「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行

高齢者や障がい者、子どもなどこれまでの対象分野ごとに立てられていた福祉の領域の縦割りをなくし、引きこもりや貧困、介護などの複合的な問題に市町村が包括的に対応できるようにするなど

●令和4（2022）年5月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行

障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するなど

●令和6（2023）年4月「改正児童福祉法」の施行

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充など

(1) 法制度における位置付け

障がい者計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく計画であり、本市の障がい者施策を総合的に推進するための基本的な指針となる計画として定めるものです。

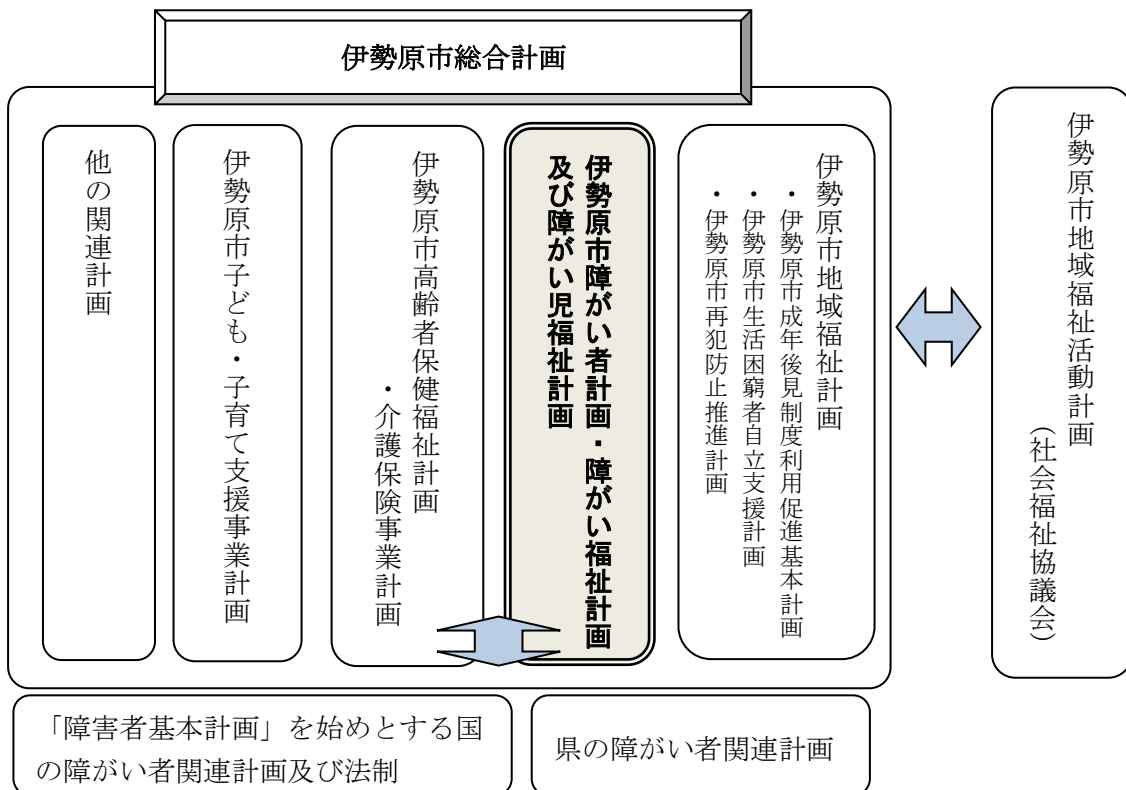
また、障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく計画であり、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他業務の円滑実施に関する計画として定めるものです。

障がい児福祉計画は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく計画であり、障害児通所支援等のサービスの提供体制の確保のための計画として定めるものです。

なお、この計画は、本市における障がい者に対する施策全般にわたる計画として「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

(2) 本市の計画体系における位置付け

この計画は、本市のまちづくりの方向性を示した総合計画を踏まえつつ策定する計画であり、保健福祉関連の計画群の中において、本市の障がい者施策に関する個別の計画として位置付けられるものです。



障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画とSDGsとの関係

持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現するとする持続的な開発目標（SDGs）の考え方は、今日、社会経済の発展のための普遍的な考え方として広く知られるようになり、SDGsには、障がいに関連する目標も設定されています。多様性が重要視されている今日、誰も排除しない社会の構築というSDGsの目標の具現化にもつながっていくものと考えます。

伊勢原市では、本計画の推進を通じて、教育・就労・まちづくりなど、施策の推進を図り、「障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまちいせはら」の実現に向け、障がいの有無に関わらず、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

《SDGs（持続可能な開発目標） Sustainable Development Goals とは》

平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標。Sustainable Development Goals の略称（エス・ディー・ジーズ）17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4

計画の期間

障がい者に対する施策全体に関する「障がい者計画」及び障害福祉サービスの提供等に関する「障がい福祉計画」並びに障害児通所支援の提供等に関する「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定し、計画の対象期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、期間内であっても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

【伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間】

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年							
国	障害者基本計画	第4次					第5次													
	かながわ障害者計画	第2期	第3期					神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画												
県	障害福祉計画	第5期		第6期																
	障害児福祉計画	第1期		第2期																
市	障がい者計画	第5期		第6期			第7期		第8期											
	障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期		第8期											
	障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期		第4期											

(1) 伊勢原市社会福祉審議会

本市における保健福祉行政の調査及び審議機関として、市内関係機関や関係団体の代表者や学識経験者等により組織されており、この計画の策定について総合的な審議を行いました。

(2) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（策定委員会）

障害者総合支援法第89条の3の規定による協議会として位置付けられ、障がい者を含む市民、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等により組織されており、この計画の具体的な取組及び計画内容について協議、検討を行いました。

(3) 実態・意向調査の実施**<障がい者福祉についての意識調査>**

① 一般市民調査

対象者 15歳以上の一般市民
 配付 1,000件(無作為抽出、発送回収共に郵送)
 回収 429件 回収率 42.9%
 実施 令和5年2月

② 障がい当事者調査

対象者 障がい者及びその家族
 配付 1,000件(無作為抽出、発送回収共に郵送)
 回収 525件 回収率 52.5%
 実施 令和5年2月

<障害福祉サービスについての利用実態調査>

対象者 障害福祉サービス利用者
 配付 1,000件(無作為抽出、発送回収共に郵送)
 回収 488件 回収率 48.8%
 実施 令和5年10月

(4) パブリックコメント（意見募集）の実施

令和5年12月15日号の「広報いせはら」にパブリックコメントの実施及び閲覧場所を掲載するとともに、市のホームページに掲載し、令和5年12月20日から令和6年1月19日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただきました。

第2章

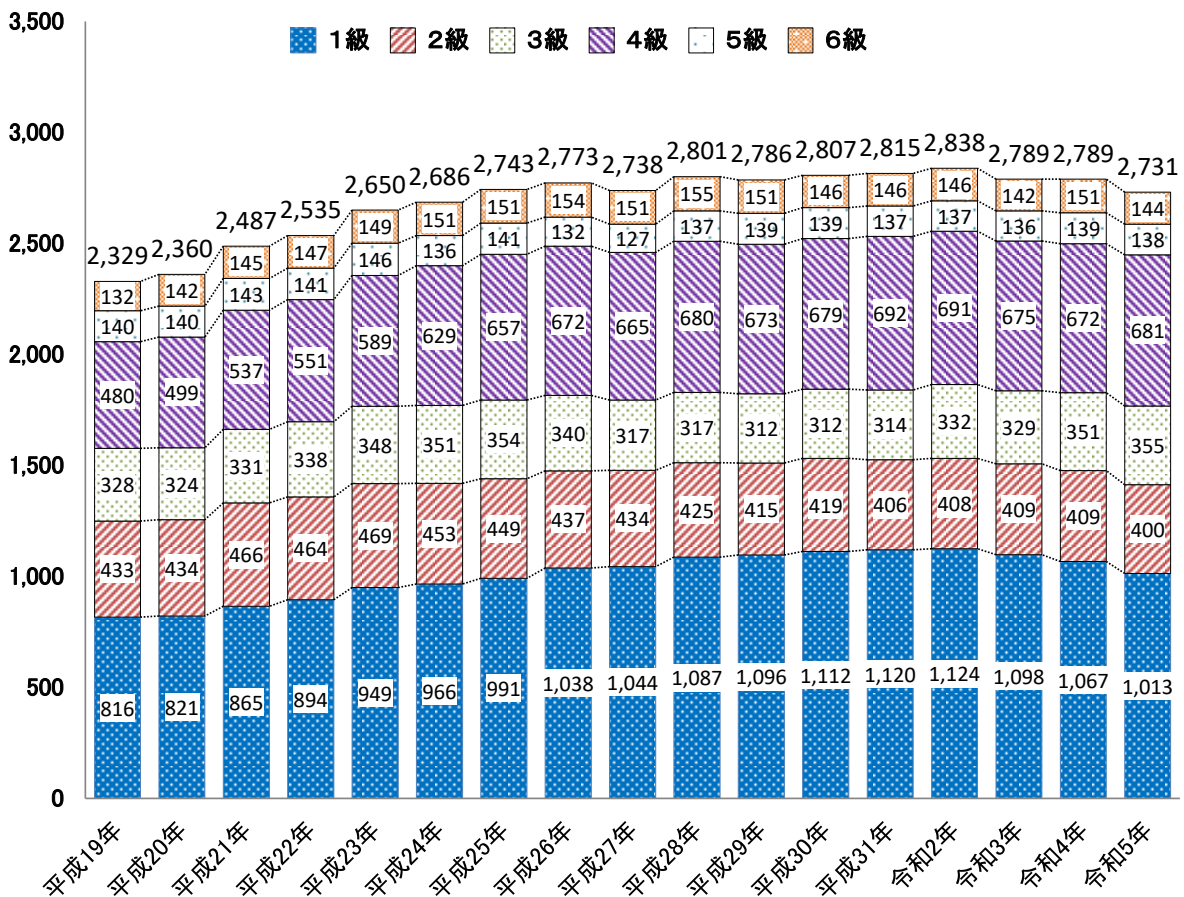
障がい者を取り巻く現状

障がい者数等の推移

(1) 身体障がい者数の推移（身体障害者手帳交付者数）

（各年4月1日現在）

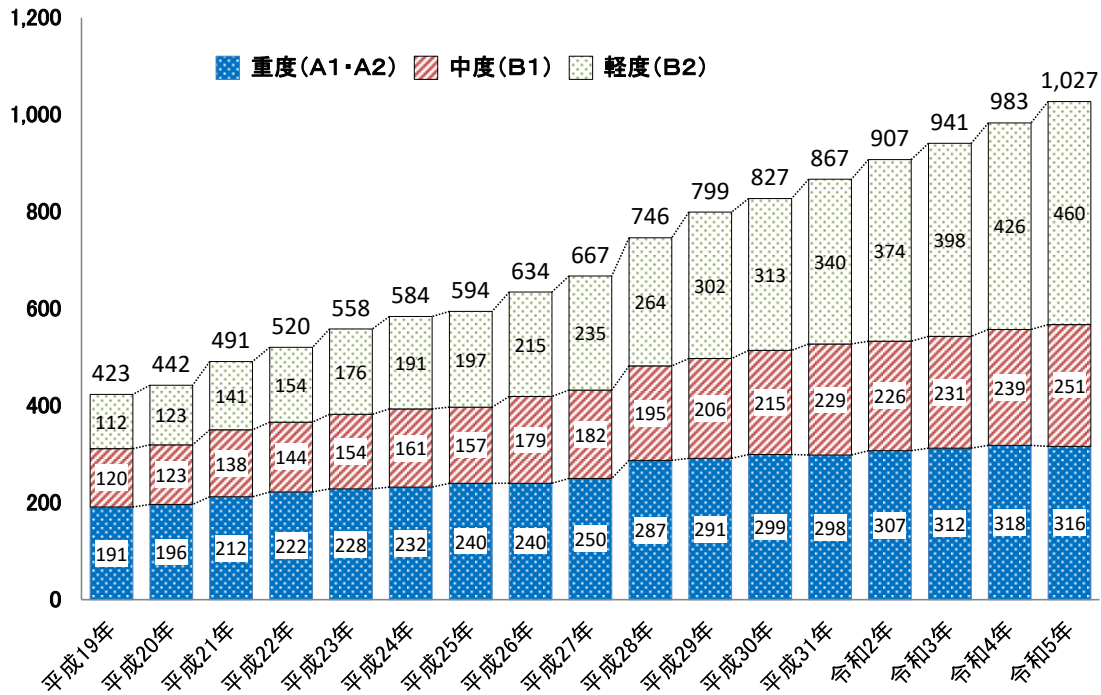
手帳交付者数は、平成26年以降は大きな変動はなくほぼ横ばいでしたが、令和3年以降減少傾向がみられます。障がいの程度別にみると、1級の身体障がい者数が令和3年以降減少傾向を示しており、平成29年1,096人（39.3%）から、令和5年1,013人（37.1%）と2.2ポイント減少しています。



(2) 知的障がい者数の推移（療育手帳交付者数）

（各年4月1日現在）

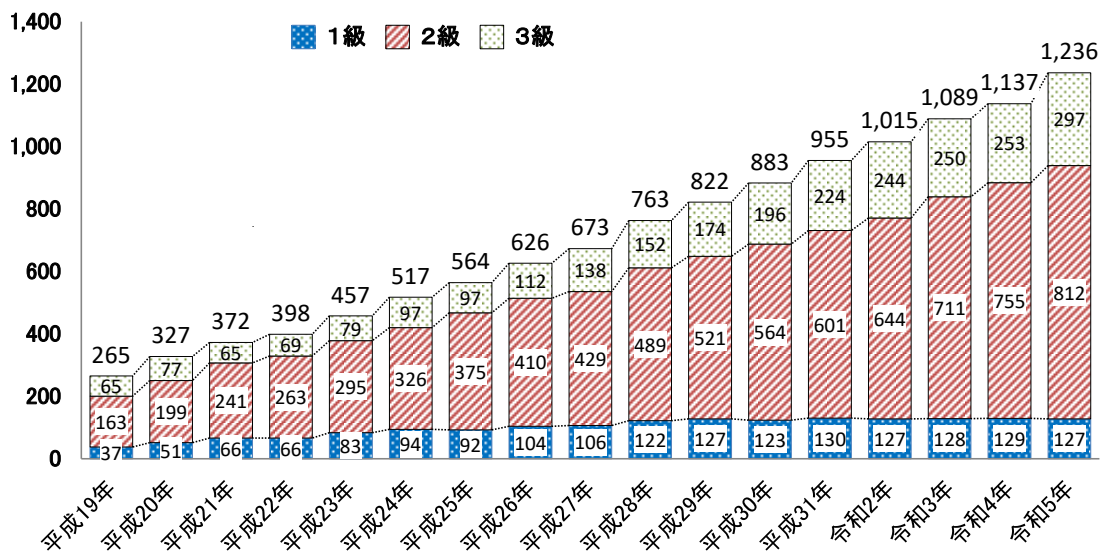
手帳交付者数は、全体的に増加傾向にあり、平成29年以降、毎年「重度」が平均4人増、「中度」が平均8人増に対し、「軽度」は平均26人増と大きく増加しています。



(3) 精神障がい者数の推移（精神障害者保健福祉手帳交付者数）

（各年4月1日現在）

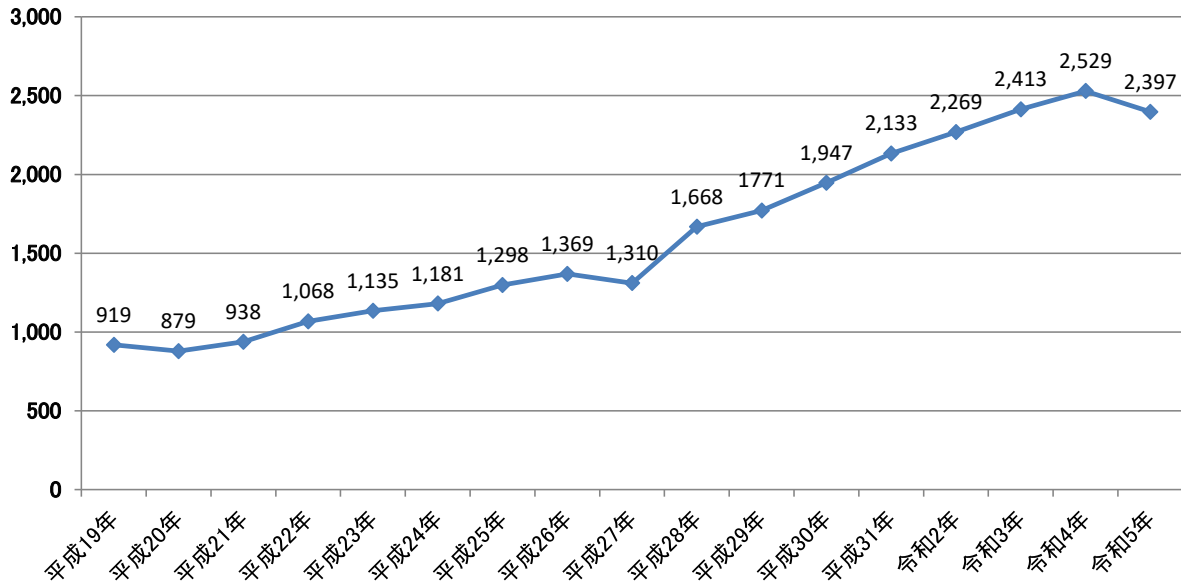
平成7年度に創設された制度であり、手帳交付者数は、制度の普及とともに、大幅な増加が続いています。他の障害者手帳に比べ毎年平均61人増と、最も大きく増加しています。



(4) 自立支援医療（精神通院）医療受給者証の交付件数

(各年4月1日現在)

平成18年度に創設された制度であり、交付件数は、平成28年1,668人以降増加し、令和4年には2,529人と約1.5倍となりました。令和5年は、2,397人と減少に転じています。

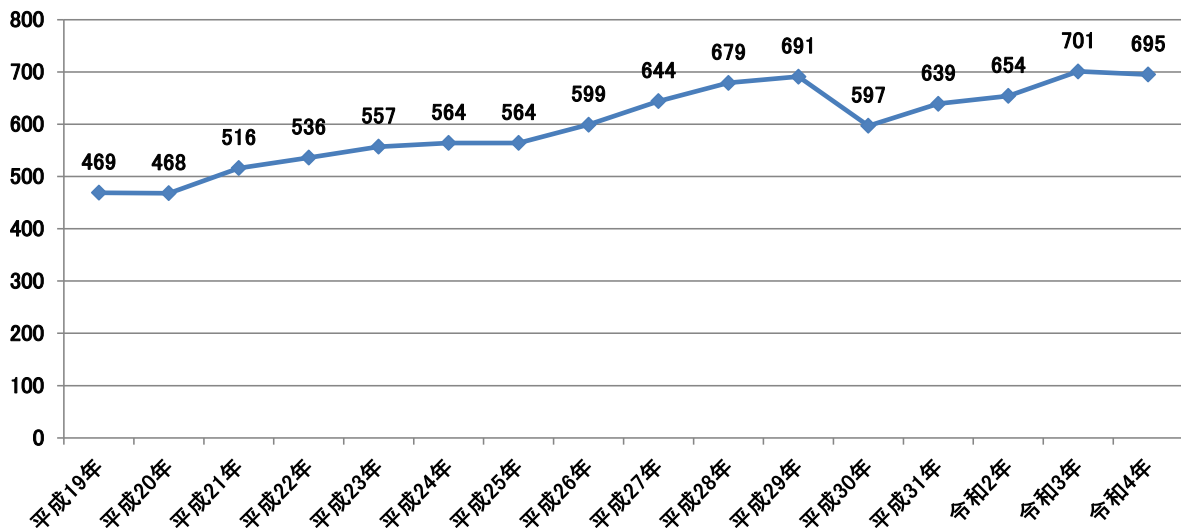


(5) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付数

(各年4月1日現在)

平成27年1月1日では対象疾病が110種類でしたが、その後順次拡大され、令和3年11月からは338疾病を指定しています。受給者証交付数については、平成30年に減少したものの、その後漸増で推移しています。

特定医療費医療受給者証交付数（伊勢原市民）



2

障がい者相談の状況

(1) 障がい者相談の推移

平成24年4月より障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての利用者の方に「サービス等利用計画」を作成することになったことをきっかけに、相談件数が年々増加しており、平成29年度と比較して令和4年度では約2倍となっています。なかでも「児童」の相談件数は、2.6倍となっています。

(件数)

区分/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
身体障がい	318	468	683	580	699	1,043	1,265	1,172	1,549	1,183	1,443
重症心身障がい	10	16	40	39	40	54	53	79	52	63	71
知的障がい	836	1,485	2,272	2,366	2,560	3,102	4,852	3,920	5,723	4,837	5,607
精神障がい	1,214	1,668	2,227	2,524	2,797	2,960	3,464	3,881	5,234	4,230	4,888
発達障がい	92	48	27	60	91	164	203	314	286	382	605
高次脳機能障がい	39	8	24	60	93	76	77	173	194	41	46
児童	818	1,238	2,870	2,624	1,984	3,300	2,952	6,783	7,185	8,665	8,654
その他	97	50	53	63	69	109	64	85	123	50	45
合計	3,424	4,981	8,196	8,316	8,333	10,808	12,930	16,407	20,346	19,451	21,359

(2) 支援方法の推移

令和2年度では「訪問」「来所」「個別支援会議」が減少し、「電話」「メール」「関係機関調整」が増加しました。コロナ禍による影響と考えられますが、令和3年以降は、「訪問」「来所」「個別支援会議」が増加しており、相談支援専門員等が訪問対応するなど、丁寧な相談支援を行っている状況が戻りつつあります。

(件数)

区分/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
訪問	733	1,489	1,953	2,303	2,273	2,577	3,318	4,464	3,719	4,369	4,837
来所	1,824	2,863	3,244	2,751	2,617	2,988	2,915	2,994	2,714	3,783	3,966
同行	225	282	306	394	367	346	368	445	503	500	486
電話	2,435	4,053	5,396	5,677	6,741	6,218	7,389	10,735	13,207	10,390	11,491
メール	27	58	160	163	192	249	219	259	373	475	1,641
個別支援会議	264	358	387	428	415	503	474	505	327	298	309
関係機関調整	1,623	4,958	6,143	5,297	5,808	6,105	6,833	6,090	6,530	6,972	6,653
その他	39	13	34	16	22	43	48	94	187	140	96
合計	7,170	14,074	17,623	17,029	18,435	19,029	21,564	25,586	27,560	26,927	29,479

(3) 相談内容の推移

「福祉サービス」「健康医療」「就労」に関する相談は、年々増加傾向にありましたが、コロナ禍の影響で、いずれの相談も令和3年に減少傾向を示しました。令和4年にはふたたび増加に転じており、福祉サービスの利用だけでなく、生活全般に関する相談へと相談内容の広がりがみられます。

(件数)

区分／年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
福祉サービスの利用に関する支援	3,290	7,998	11,292	10,659	10,910	13,357	15,682	19,298	19,797	19,766	21,447
障害や病状理解に関する支援	599	502	530	664	831	1,195	971	1,794	1,702	985	2,501
健康医療に関する支援	465	1,494	1,727	2,072	3,145	5,177	5,180	5,950	6,432	5,428	6,504
不安解消・情緒安定に関する支援	798	672	707	758	679	1,325	1,256	1,913	3,406	2,388	3,288
保育教育に関する支援	421	439	1,166	1,095	799	1,065	1,149	1,093	1,137	1,094	1,718
家族関係人間関係に関する支援	329	558	789	914	1,232	3,214	3,747	4,986	4,862	4,243	5,464
家計・経済に関する支援	306	605	731	738	849	1,568	1,814	2,335	1,930	1,456	2,110
生活技術に関する支援	337	522	559	744	720	1,711	2,021	2,797	3,062	2,830	3,814
就労に関する支援	345	714	776	708	856	1,458	1,398	2,012	1,924	1,535	2,037
社会参加・余暇活動に関する支援	75	46	291	212	266	426	669	889	824	780	1,046
権利擁護に関する支援	95	213	237	303	254	373	259	408	146	118	267
その他	767	920	627	178	192	325	254	461	590	573	741
合計	7,827	14,683	19,432	19,045	20,733	31,194	34,400	43,936	45,812	41,196	50,937

第3章

計画の基本的な考え方

**障がいのある人もない人も、
共に考え、支え合い、
安心して暮らせるまち いせはら**

障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会を実現することが求められています。

特に、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がいのある人もない人も一人ひとりがかげがえのない存在であることを大切にして、障がいのある人やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組むことが重要です。

伊勢原市は「障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまち いせはら」を基本理念として、障がい当事者の参画を図りながら、障がい者の多様性が尊重され、自らの能力を最大限発揮できるよう、障がい者の自立及び社会参加、地域社会における生活を支援していきます。

基本的視点 1：障がい者の人権の尊重

障がいのある人もない人も、共に生きる地域づくりを推進するため、障がいを理由とする差別や偏見の解消や虐待の防止、成年後見制度の利用促進等障がい者の権利擁護を推進します。

基本的視点 2：障がい者の自己選択・自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図っていくことができるよう、意思決定の支援を行います。

基本的視点 3：当事者本位の総合的な支援

乳幼児期から成人・高齢期に至るまで、障がい者のライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用等の各分野の有機的な連携のもと施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

基本的視点 4：障がい特性等に配慮した支援

障がい特性等に配慮し、障がい者一人ひとりに寄り添った支援が提供できるよう各種施策の充実と多様化を図ります。

基本的視点 5：暮らしやすさの向上

年齢や障がいのあるなしに関わらず、誰でも必要とする情報を簡単に入手し、利用できるようにするため、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設、設備、サービス、情報、制度などの利用のしやすさの向上を図ります。

この計画では、基本理念を実現していくために、6つの基本目標を設定し、施策展開を図ります。

【6つの基本目標】

- (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (2) 安全・安心な生活環境を整備
- (3) 相談支援の充実
- (4) 地域生活支援の充実
- (5) 発達支援と教育の充実
- (6) 活躍支援の充実

基本目標 1:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において、障がいを経由とする差別の解消を進めるため、行政と障害者団体等と連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や市民の幅広い理解のもと、環境の整備に係る取組を含め、実行性のある施策を推進します。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて、障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

基本目標 2:安全・安心な生活環境を整備

障がい者がそれぞれの地域で安全に、安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等、ソフト、ハード面の両面にわたる社会のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を目指したまちづくりの推進を図ります。

基本目標 3:相談支援の充実

障がい者が望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対して、本人の自己決定を尊重する観点から、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築します。

また、相談支援の中核的役割を担う「基幹相談支援センター」の機能強化を図るとともに、相談支援事業者等への専門的指導や人材育成、人材確保等を行い、障がい者の多様なニーズに応じた専門的な相談支援を行うことができる体制を構築します。

基本目標 4:地域生活支援の充実

地域で生活する障がい者の支援を推進するため、地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいの重度化、高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービス提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。

また、精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築、また、ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援等について、必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

基本目標 5:発達支援と教育の充実

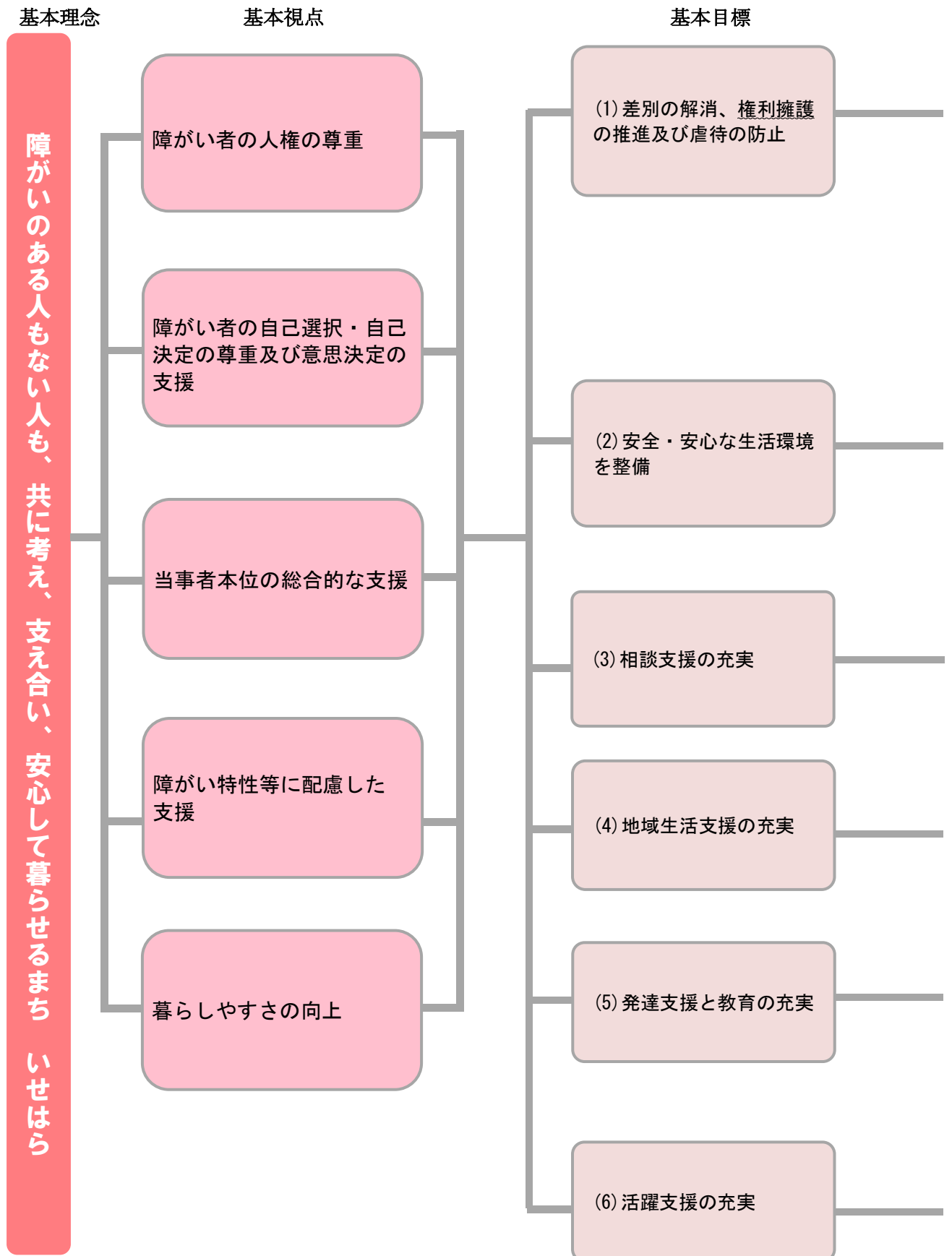
障がい児の抱える課題やニーズは多様化しており、一人ひとりの障がいの特性や、取り巻く環境に応じた個別的な支援が必要とされています。

障がいの早期発見から適切な支援へとつなぎ、未就学児への療育及び発達支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒がライフステージに応じた学習・教育を受けることができるよう保育、教育、医療、その他関係機関と連携を図り環境の整備に取り組みます。

基本目標 6:活躍支援の充実

障がい者が、地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労が重要であるとの考え方のもと、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等に取り組みます。また、一般就労が困難な障がい者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

なお、レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るなど、共生社会の実現に向け、全ての障がい者が、文化芸術活動へ参加できるよう、施設・設備の整備等進めるなど、障がい者の自立と社会参加の促進に努めます。



施策の方向

施策の展開

1 理解・協力の促進

①相互理解の促進

2 福祉教育の充実

①地域における福祉教育の充実
②学校における福祉教育の充実

3 権利擁護の推進

①障がい者を理由とする差別の解消の推進
②障がい者の虐待防止対策の徹底
③権利擁護の推進

1 住まいの場の確保

①住まいの場の整備
②障がい者施設の整備

2 障がい者に配慮したまちづくりの推進

①利用しやすい施設づくり
②道路交通環境の整備

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

①行政情報のアクセシビリティの向上
②意思疎通支援の充実

4 防災、防犯対策の推進

①防災対策の推進
②防犯対策の推進

1 切れ目のない相談支援体制の整備充実

①包括的・総合的な相談支援体制の整備

2 権利や財産を守る取組の推進

①成年後見制度の利用

1 福祉サービス等の充実

①福祉サービスの必要な量と質の確保
②外出の支援
③経済的自立への支援

2 保健・医療サービスの充実

①難病及び精神保健・医療の適切な提供等

1 総合的な発達支援の充実

①早期発見、早期療育及び保護者への支援体制の充実

2 自立に向けた教育の充実

①インクルーシブ教育の推進
②交流活動や放課後活動の充実

1 障がい者雇用の拡大・定着

①福祉サービス事業所等での就労支援
②関係機関とのネットワーク構築による障がい者雇用の拡大・定着

2 スポーツ・文化芸術活動の推進

①スポーツ大会等への参加促進
②文化・芸術活動への参加促進

第4章

障がい者計画

基本目標 1

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

施策の方向 1 理解・協力の促進

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人やその家族への差別等を無くし、多様な価値観を認め合い、人格と個性を尊重できる社会の実現が求められています。また、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域に住む人々の障がいへの理解や、正しい知識が必要です。

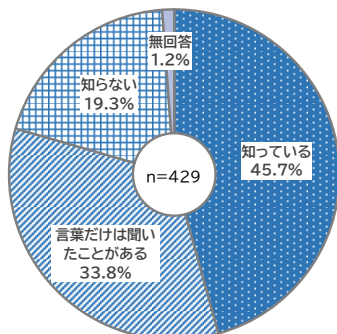
これまで、「障害者週間」等を通じて、障がい理解の普及啓発等に取り組んできており、理解は広まりつつありますが、必ずしも十分ではありません。

共生社会の実現にむけては、啓発活動、交流の場の提供等、継続的に実施することが重要となります。

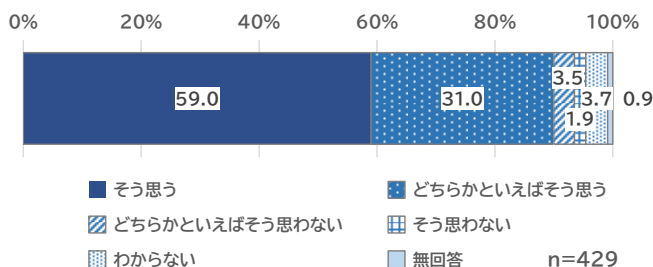
【アンケート結果から】

【市民意識調査（一般市民）】

問：「共生社会」という考え方について

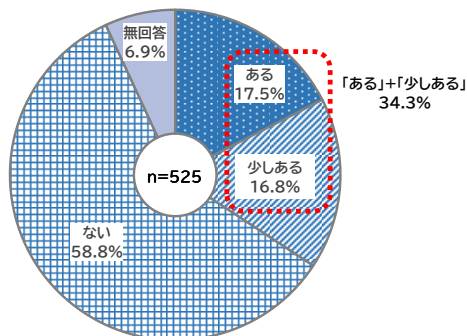


問：「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について



【市民意識調査（障がい者）】

問：障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか



「共生社会」という考え方を知っているかとの問いには、46%の人が「知っている」と回答しており、「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方についてどう思うかについては、90%の人が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しています。一方、「障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）こと」が「ある」、「少しある」と回答した障がい者は34%でした。障がいへの理解が更に一般的なものへと浸透し、障がい者への差別がなくなるように、啓発活動、交流の場の提供等、継続的に実施することが求められます。

【施策の展開① 相互理解の促進】

障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、啓発活動を実施するとともに、各種イベント等を実施し、市民の参加を促進します。

主な事業	内容	主管課
障害者週間における啓発活動	障がい者理解の促進を目的に「障害者週間」である12月3日から9日までの間、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
障がい者福祉施設等の製品販売場所の設置	市役所一階ロビーに障がい者福祉施設等の製品を販売する場所を提供し、障がい者の就労機会の拡大及び販売等を通じて障がい者と地域住民との交流の場を提供します。	障がい福祉課
障がい者スポーツ大会の実施	スポーツやレクリエーションを通じ、障がいに対する市民の理解と関心を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に実施します。	障がい福祉課
ふれあい福祉まつりの実施	障がい者と地域住民とが交流する場として「すこやか園」及び「地域作業所ドリーム」において福祉まつりを実施します。	障がい福祉課
障がい者自立更生・援護功労者に対する表彰及び啓発	障がい者の自立更生意欲を高めるとともに、障がい者への理解を推進するため、自立更生者・援護功労者に対する表彰を行います。	障がい福祉課
福祉展の開催	高齢者や障がい者の社会参加の場を設けるとともに、市民の福祉に対する意識向上を図るため、福祉展を開催します。	福祉総務課

施策の方向2：福祉教育の充実

●● 現状と課題 ●●

近年、地域における福祉課題は多様化、複雑化、深刻化しており、地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりがお互いに関心を持つ必要がありますが、自治会等加入率の低下や、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手不足など深刻な課題となっています。

引きこもりや孤立、生活困窮等の課題の解決に向け、自分たちの地域をより良くしていこうとする意識を構築し、主体性を高める取り組みを行うことが重要とされています。

【施策の展開① 地域における福祉教育の充実】

障がいの有無に関係なく誰もが多様性を認め合いながら地域の生活課題、福祉課題に一人ひとりが気付き、共有し、その解決に向けて、協働して取り組むことができる人材の育成及び地域づくりを推進します。

主な事業	内 容	主管課
人権啓発講演会の開催	差別や偏見をなくす「こころのバリアフリー」を推進するための啓発事業として、人権啓発講演会を実施します。	人権・広聴相談課
人権セミナーの開催	広く市民に人権尊重の精神を啓発することで、市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、差別と偏見のない明るい社会の実現のため、人権セミナーを開催します。	社会教育課
民生委員・児童委員への研修会の実施	民生委員・児童委員として円滑かつ効果的な相談・援助活動ができるよう、必要な知識及び技術の習得等、資質向上のための研修を実施します。	福祉総務課
地域福祉の担い手の育成	介護、障がい福祉等をはじめとする地域福祉に関する意識や理解を促進することで、活動の担い手となる人材を育成します。	福祉総務課
障がい者施設におけるインターンシップ事業の実施	障がい福祉に関する様々な分野で、幅広い知識・経験を得る機会として大学等と連携し、インターンシップ事業を実施します。	障がい福祉課
こころサポーター養成研修事業	自殺の現状や原因となる精神疾患についての知識、傾聴などの対応方法について学び、適切な相談窓口につなげることができる人材を養成します。	障がい福祉課
介護予防サポーター養成・育成事業	様々な介護予防活動を行う地域のリーダーを発掘・育成し、高齢者が健康で生き生きと生活できる地域づくりを推進します。	介護高齢課
子育てサポーター養成事業	子育て支援に関して、必要となる講義や実習を通じて、地域の子育て支援ボランティアである子育てサポーターを養成するとともに、現任サポーターのスキルアップ研修を継続して実施します。	子育て支援課

【施策の展開② 学校における福祉教育の充実】

学齢期における福祉教育の推進は、社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、障がいに対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となるため、教育委員会や学校等と連携し、学校における福祉教育の充実に取り組みます。

主な事業	内 容	主管課
福祉作文の募集	福祉作文を通して社会における連帯感と思いやりや助け合いの意識の向上を図るため、市内小中学生を対象として福祉作文募集事業を実施します。	福祉総務課
障がい当事者等による出前講座の実施	障がいに対する理解を深めることを目的として、障がい者等が講師となり、市内小中学生や各種団体を対象とした出前講座や体験教室等を実施します。	障がい福祉課
人権教育研修会等の開催	人権に対する幅広い理解と知識を深め、差別をなくそうとする意欲とこれを克服する実践力を養うため、人権教育研修会等を開催します。	教育総務課
人権教育の実施	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等に基づき、教職員の人権教育に対する意識の向上と、人間尊重の精神を基盤とした実践力を養う教育を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会の実施 ・人権教育移動教室の実施 ・人権・同和教育研修大会への派遣 	教育指導課

施策の方向 3 : 権利擁護の推進

●● 現状と課題 ●●

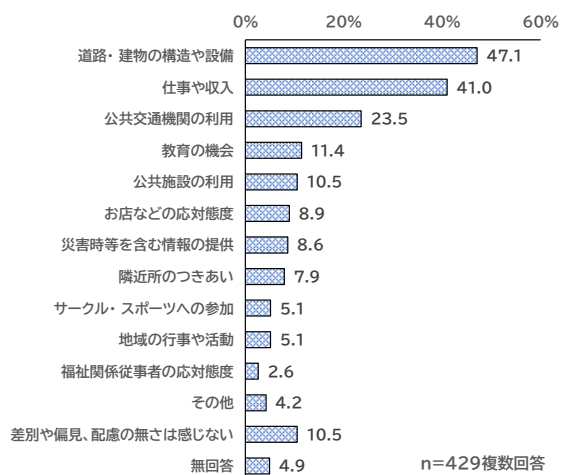
障害者虐待防止法（平成24年施行）の適切な運用を図っていますが、虐待に関する通報は年々増加傾向にあります。また障害者差別解消法（平成28年施行）が施行し10年近くが経過しますが、未だ合理的配慮の不提供や障がい者差別に関する相談が多く寄せられています。

障がいのある人への不当な差別を解消するとともに、合理的配慮を行い、障がいのある人が差別や虐待から守られ、地域で自分らしく生活ができるよう、関係機関と調整等行うなど、支援体制の強化を図る必要があります。

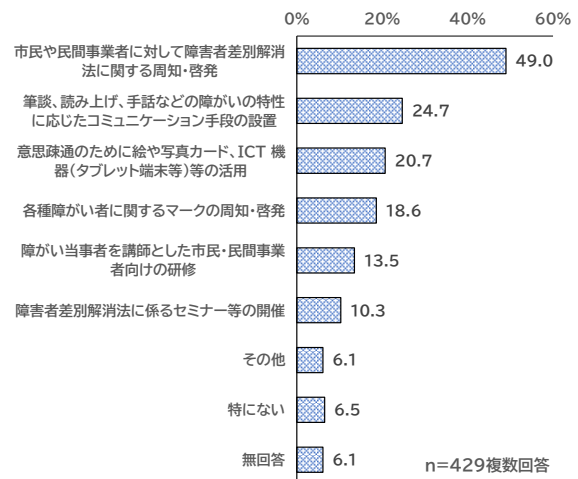
【アンケート結果から】

【市民意識調査（一般市民）】

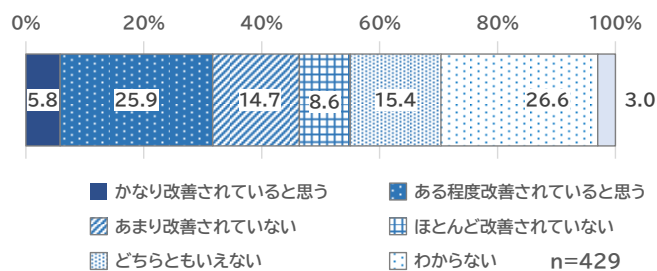
問：差別や偏見、配慮の無さを感じる場所があるか



問：合理的配慮を進めていくために必要なことは何だと思いますか



問：3年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか



「今の地域社会の中で差別や偏見または配慮の無さを感じる場所は」との問いに対して、「道路・建物の構造や設備」47%、「仕事や収入」41%(複数回答)と回答しています。「合理的配慮を進めていくために必要なことは何だと思いますか」との間では、「市民や民間事業者に対して障害者差別解消法に関する周知・啓発」が49%と最も多くなっています。「3年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか」との間では、「かなり改善されていると思う」と「ある程度改善されていると思う」の合計が32%となっています。

【施策の展開① 障がい者を理由とする差別の解消の推進】

障がい者差別に関する相談体制の充実を図るとともに、不当な差別の解消、合理的配慮の提供を行うため、関係機関との連携強化及び普及啓発活動等を推進します。

主な事業	内 容	主管課
障害者差別解消法の普及啓発	障害者差別解消法の意義や趣旨、求められる取組等について幅広く市民の理解を深めるため、啓発活動や研修会等を実施します。	障がい福祉課
障がい者差別に関する相談窓口の設置	障がい者差別に関する相談窓口を障がい福祉課に設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して取り組みます。また、相談窓口の周知に努めます。	障がい福祉課
市職員に対する障がい等の理解の促進	障害者差別解消法の意義や趣旨について周知するとともに、障がい及び障がい者に関する理解を促進するため、市職員を対象とした研修を実施します。	職員課
人権研修への職員派遣	職員研修の一環として人権・同和団体主催の講演会等に職員を派遣します。	人権・広聴相談課
湘南西部障害保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会の運営	平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町（3市2町）において、障がい者差別の解消に関する共通的な事項について共同で取り組みを実施します。	障がい福祉課

【施策の展開② 障がい者の虐待防止対策の徹底】

虐待に関する相談体制の充実を図るとともに、虐待の防止、予防、早期発見のための関係機関との連携強化及び普及啓発活動等を推進します。

主な事業	内 容	主管課
障害者虐待防止センターの運営	障害者虐待防止センターを設置し、養護者、障がい者福祉施設従事者、使用者による虐待に関する相談、通報、届出の受理及び障がい者虐待を防止する普及啓発活動を実施します。	障がい福祉課
高齢者及び障害者虐待防止ネットワークの運営	高齢者及び障害者虐待防止ネットワークにおいて、虐待に関する地域課題の検討及び虐待の防止、予防、早期発見のための啓発活動や研修会等を実施します。	障がい福祉課 介護高齢課
児童虐待防止事業	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るとともに、関係機関との連携を図り、児童の虐待防止に関する取組（要保護児童対策地域協議会の運営、児童虐待に対する対応、児童虐待防止のための研修会等の開催）を実施します。	子ども家庭相談課

【施策の展開③ 権利擁護の推進】

障がい者の権利侵害の防止を図るため、関係機関との連携強化及び普及啓発活動等を推進します。

主な事業	内 容	主管課
強度行動障がい者等の支援に関する研修会等の実施	権利侵害の被害にあうリスクの高い強度行動障がい等を有する者の支援に関する研修会等を実施します。	障がい福祉課
意思決定支援に関する研修会等の実施	障がい者本人の自己決定を尊重した適切な支援が行えるよう、障がい福祉関係者等を対象とした研修会を実施します。	障がい福祉課
成年後見制度利用支援事業	サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を行います。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課
伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの利用促進	成年後見・権利擁護推進センターを運営するとともに、その利用促進に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
市民後見人の育成と活動支援	増加する成年後見ニーズに対応するとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域福祉の推進の観点から市民後見人を育成します。	福祉総務課 社会福祉協議会

基本目標2 安全・安心な生活環境の整備

施策の方向1：住まいの場の確保

●● 現状と課題 ●●

これまで、障害者支援施設に入所している障がい者の地域生活への移行が進められている中、重度障がい者や精神障がい者等を支える人材等の社会資源が不足しており、地域移行が進まない現状があります。

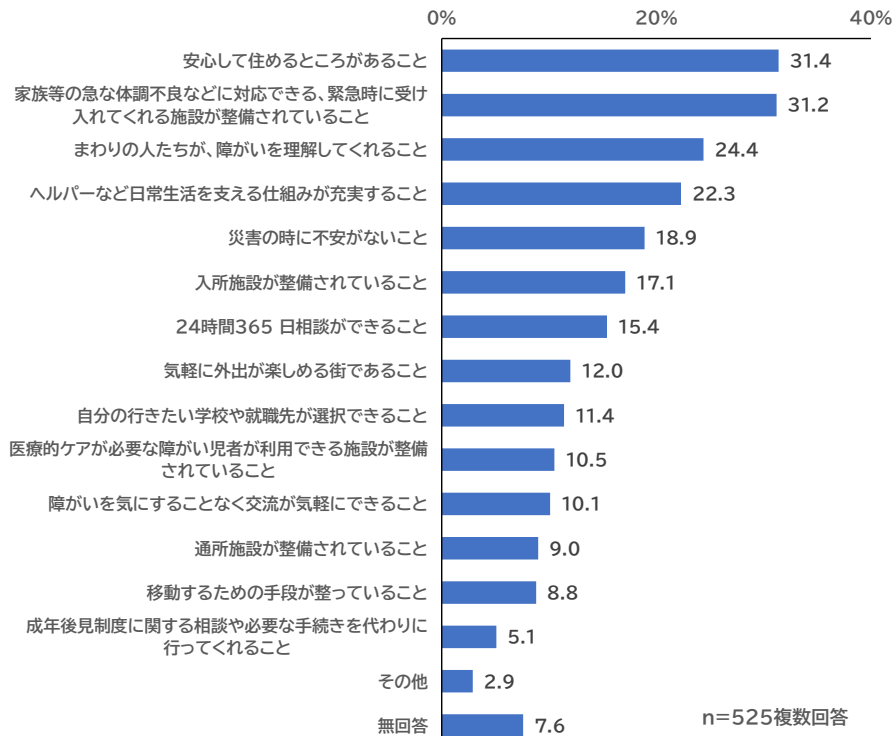
障がいのある人が、地域の中で安心して生活するために、その生活を支える人材や基盤である住宅環境を整備していくことが求められています。

障がい者のグループホームの設置数は増加していますが、重度化、高齢化など多様な障がい特性に対応した居住の場を確保できるよう、更なるグループホームの整備を推進することが必要です。

【アンケート結果から】

【市民意識調査（障がい者）】

問：これからの生活でとくに重要だと考えることは何ですか



「これからの生活でとくに重要だと考えることは何ですか」の問では、「安心して住めるところがあること」、「家族等の急な体調不良などに対応できる、緊急時に受け入れてくれる施設が整備されていること」がともに31%と多くなっています。

【施策の展開① 住まいの場の整備】

障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、生活の場となる住居の確保及びバリアフリー化に必要な住宅改修等の費用の助成を実施します。

主な事業	内 容	主管課
重度障害者住宅設備改良費助成事業	重度障がい者のために、玄関や台所、トイレなどを改造する場合、費用の一部を助成します。	障がい福祉課
住宅改修費（介護保険制度）	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付け等厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を実際に居住する住宅について行った場合、費用の一部を支給します。	介護高齢課
市営住宅に係る抽選時の優遇制度	障がい者世帯の入居申込みの際、当選率が一般より3倍相当になります。	建築住宅課
市営住宅の裁量階層	障がい者世帯の収入基準額を一般世帯に比べ緩和します。	建築住宅課
公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の新築または改築等に合わせてバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。	福祉総務課

【施策の展開② 障がい者施設の整備】

障がい者の地域での居住の場の一つとして、重度障がい者等にも対応したグループホームの整備を促進します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障害福祉サービス事業所の設置促進	市内の障がい者のニーズをとらえ、事業所を運営する法人等に設置を促すとともに、新たな事業主体の参入を支援します。	障がい福祉課
障害者グループホーム等設置促進事業	新規にグループホームを設置する場合にそえる調度品等の費用の一部を助成します。	障がい福祉課

施策の方向2：障がい者に配慮したまちづくりの推進

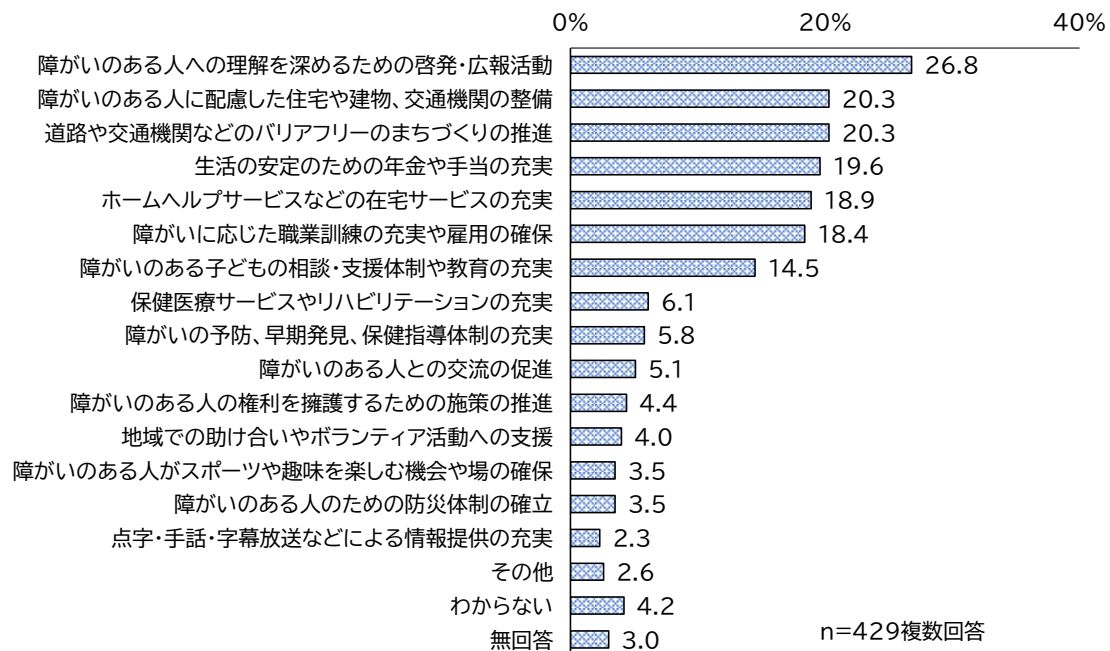
●● 現状と課題 ●●

昨今は、重度障がい者や精神障がい者などの住宅確保が課題になっています。誰もが住み慣れた地域で安全に、安心して暮らしていくためには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域での障がい特性の理解やコミュニティの向上が重要です。全ての人々に対して安全、安心な環境の整備が必要とされているため、継続的かつ効率的に推進していく必要があると考えます。

【アンケート結果から】

【市民意識調査（一般市民）】

問：障がいのある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、力を入れる必要があると思うもの



「国や地方公共団体の施策のうち、力を入れる必要があると思うもの」の問では、「障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動」が最も多く、次いで「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」、「道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進」、「生活の安定のための年金や手当の充実」、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」、「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」などが続いています。

【施策の展開① 利用しやすい施設づくり】

障がい当事者の目線に立って、誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

主な事業	内容	主管課
公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 【再掲】	公共施設等の新築または改築等に合わせてバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。	福祉総務課
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく啓発・指導	障がい者や高齢者などが、自由に移動して社会参加できるよう、市開発事業事前協議申請時において、県みんなのバリアフリー街づくり条例に照らした県との協議を指導します。	福祉総務課

【施策の展開② 道路交通環境の整備】

障がいのある人が安全に市内を移動できるよう、障がい当事者等の意見を反映させた道路交通・環境の整備を推進します。

主な事業	内容	主管課
公共交通機関との連携	誰もが安心して利用できる交通環境を整備するため、公共交通事業者と連携・協力のもとノンステップバスの導入や、駅施設等の更なる改善等を促進します。	都市政策課
公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への改善	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例や本市が管理する市道の移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の規定に基づき、誰もが安全で円滑に移動できるよう歩行空間のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。	道路整備課
音響式信号機の設置	視覚障がい者に対し、安全な移動を確保するため、音響式信号機の設置について、県に要望し、所管の警察署と調整等を行います。	障がい福祉課 市民協働課 (交通防犯対策係)
エスコートゾーンの設置	視覚障がい者に対し、安全な移動を確保するため、エスコートゾーンの設置について、県に要望し、所管の警察署と調整等を行います。	障がい福祉課 市民協働課 (交通防犯対策係)

施策の方向3：情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

●● 現状と課題 ●●

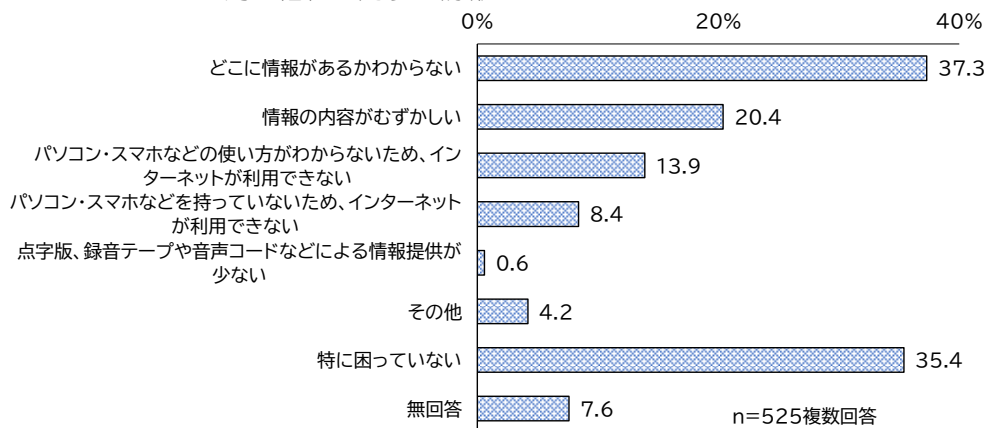
情報のアクセシビリティにおいて、「年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること」が求められています。

意思疎通を支援する方法としては、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記、視覚障がい者への代読や代筆のほか、重度の知的障がい者等への絵カード等を用いたコミュニケーション支援など、障がいの特性に合わせた様々な方法があります。そのため多岐にわたる支援手法に配慮した「地域づくり」という観点での環境整備が必要となります。

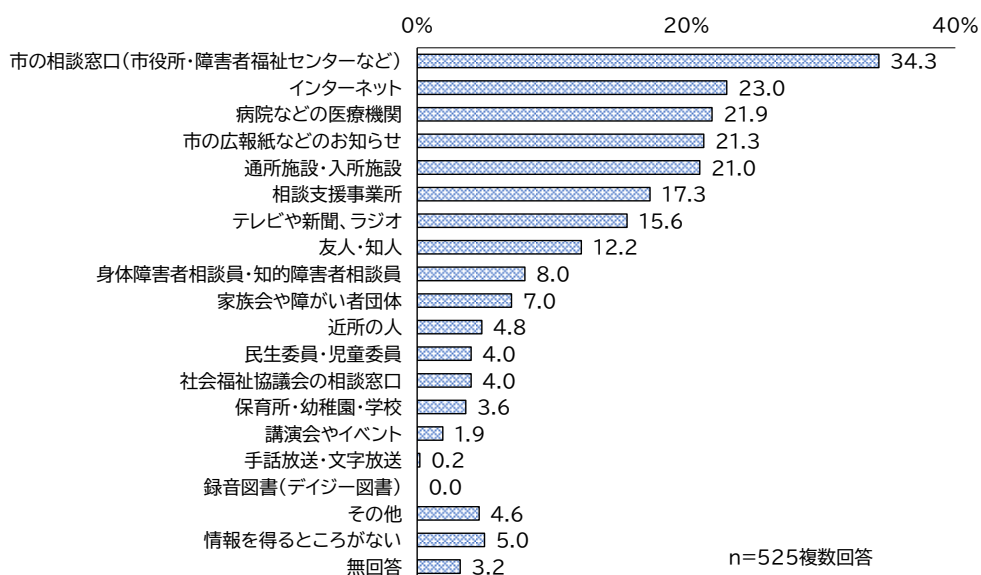
【アンケート結果から】

【市民意識調査（障がい者）】

問：福祉に関する情報の入手で困っていること



問：福祉サービスに関し、必要な情報をどこで得ていますか



情報の入手で困っていることは、「どこに情報があるかわからない」、「情報の内容がむずかしい」が上位を占めています。必要な情報の入手先では、「市の相談窓口（市役所・障害者福祉センターなど）」が最も多くなっています。

【施策の展開① 行政情報のアクセシビリティの向上】

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、技術変化に対応した提供方法の充実を図ります。

主な事業	内 容	主管課
市広報紙及びホームページ等を活用しての情報提供の充実	必要な情報を的確に提供するために、制度案内やパンフレット等の配付、市広報やホームページ等を活用して情報提供を行います。	障がい福祉課
障がい福祉制度に関する情報提供の充実	障がい福祉制度について、理解が深められるよう制度案内の冊子の配付やホームページへの掲載等により情報提供を行います。	障がい福祉課
保健・福祉サービスメニューガイドの作成	保健・医療・福祉関係のガイドを作成し、地域住民や関係機関等への情報提供を行います。	福祉総務課
視覚障がい者点字翻訳等事業の実施	市から視覚障がい者等に対して発する通知文等を点字翻訳又は拡大文字により情報提供を行います。	障がい福祉課
障がい者点字・声の広報サービス事業	「広報いせはら」の点字版、音声版を作成し、視覚障がい者への情報提供を行います。	広報戦略課
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進	障がい者を含む全ての人が利用できる形での行政情報等の提供が徹底されるよう、情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進します。	障がい福祉課

【施策の展開② 意思疎通支援の充実】

聴覚障がいや言語障がい等により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣し、又は配置し、障がい者の意思疎通を支援するとともに、意思疎通支援者の養成等行うなどコミュニケーション支援を充実します。

主な事業	内 容	主管課
意思疎通支援事業の実施	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障がい福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障がい者の意思疎通を支援します。	障がい福祉課

手話奉仕員養成講座の実施	日常会話程度の表現技能を習得し、日常生活及び交流活動等における支援者、理解者を地域に増やすことを目的に、手話奉仕員養成講座を実施します。	障がい福祉課
電話リレーサービスの周知	聴覚障がい者と電話先の健聴者の間を、オペレーターが文字や手話での通訳によりリアルタイムでつなぐ「電話リレーサービス」について制度案内等により周知を行います。	障がい福祉課

施策の方向4：防災、防犯対策の推進

●● 現状と課題 ●●

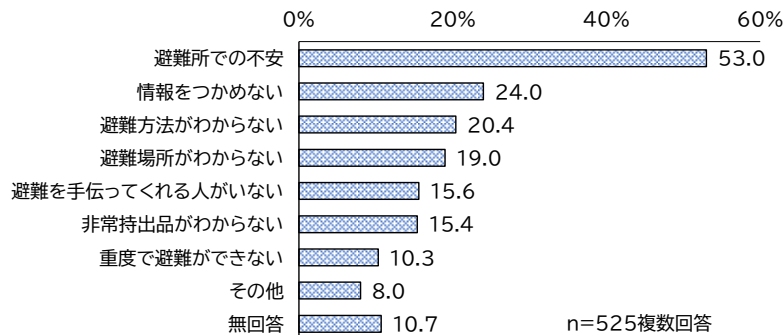
全ての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、市民の地域ぐるみの防犯への取組や、災害時の協力・支援体制を充実させることが求められています。

災害時における要援護者への対応を迅速に行うためには、地域における要援護者の情報の共有化が必要となり、また、犯罪から地域住民を守るため、地域の防犯体制を整備し、安全・安心な地域づくりを推進していくことが必要です。

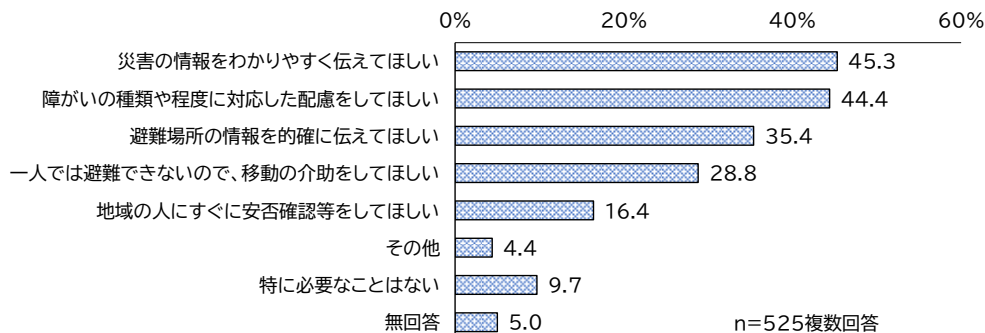
【アンケート結果から】

【市民意識調査（障がい者）】

問：災害に対してとくに不安を感じること



問：災害で避難する場合にしてほしい支援



災害に対してとくに不安を感じることでは、「避難所での不安」が最も多く半数以上の方が回答しています。災害で避難する場合にしてほしい支援では、「災害の情報をわかりやすく伝えてほしい」、「障がいの種類や程度に対応した配慮をしてほしい」を概ね半数の方が回答しています。

【施策の展開① 防災対策の推進】

災害が発生したときに自分では避難できない障がい者や、情報を得ることが難しい障がい者、また、対人関係が難しい障がい者等が迅速かつ適切に援護が実施されるよう情報伝達の確保を含めた支援体制の強化に努めます。

また、避難場所等において障がい者等が適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

主な事業	内 容	主管課
災害時要援護者避難支援制度の運用	災害時要援護者が、自主防災組織や民生委員・児童員等の地域の支え合い（共助）により、安否確認、情報伝達や避難支援を受けることができるよう災害時の支援制度を運用します。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課
自主防災組織と民生委員・児童委員への情報提供	災害時要援護者避難支援計画に基づき、自主防災組織代表と民生委員・児童委員が協力し、要援護者に対して、災害情報の伝達や避難支援を行うため、要援護者の登録情報を提供することにより、平常時や発災時の支援体制を整備します。	福祉総務課
防災訓練等の実施	災害時の要援護者対策を推進するため、関係機関と連携して避難支援訓練等を実施します。	危機管理課
福祉避難所の設置	災害時に広域避難所で過ごすことが困難な高齢者や障がい者等が安全に安心して過ごすことができるように、高齢者や障がい者等の利用に適している施設を避難所として設置します。	障がい福祉課 介護高齢課 危機管理課
個別避難計画の作成	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者ごとに「どこに避難するか」「誰が支援するか」等を記載した個別避難計画を作成します。	障がい福祉課 介護高齢課
いせはらくらし安心メールの発信	市内で発生した災害や不審者などの情報を携帯電話やスマートフォン、パソコンの電子メールに配信します。	市民協働課 (交通防犯対策係)
緊急情報提供事業	聴覚障がい者に対して、防災行政用無線により市民を対象に広報する緊急情報等の内容についてファクシミリにより情報提供します。	障がい福祉課
緊急通報システムの設置	介護者が常時いない重度障がい者等の緊急連絡用として、緊急通報システムを設置します。	障がい福祉課
Net119緊急通報システム事業	聴覚や発語に障がいのある方が携帯電話・スマートフォンを使い、素早く119番に通報することができます。	障がい福祉課 消防署
いせはら救急安心キット	緊急時の連絡先や現在かかっている病気、かかりつけ医などの情報を記入した医療情報シートを専用ケースに入れ、冷蔵庫に保管することで、万が一の緊急時により迅速な救命活動を行う手助けとなるキットを配付します。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課

【施策の展開② 防犯対策の推進】

地域ぐるみの防犯への取組を強化するとともに、判断能力が不十分な障がいのある人が、消費者トラブルにあわないよう啓発活動や相談事業の充実に努めます。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市消費生活センター	契約・解約や販売方法、商品・サービスなどに関する消費者トラブルでお困りの人の相談を消費生活専門相談員が受け、問題解決のための助言や各種情報の提供を行います。	人権・広聴相談課
地域防犯環境整備及び地域防犯活動推進事業	地域における防犯環境を整備することにより、犯罪の発生抑止や体感治安の向上を目指すとともに、地域防犯活動の充実に努めるため、防犯関係団体と連携した啓発活動を推進し、夜間のパトロールや児童の見守り活動を支援します。	市民協働課 (交通防犯対策係)
保護司会や更生保護女性会等との連携	保護司会等と連携を図り、犯罪や非行等により保護観察を受けている人等と定期面接をし、相談に応じながら生活を見守り、再犯防止に向けた支援及び指導を行います。	生活福祉課

基本目標3 相談支援の充実

施策の方向1：切れ目のない支援体制の整備充実

●● 現状と課題 ●●

少子高齢化に伴い、家族形態の変化や様々な社会要因により、障がいのある人の相談内容は複雑・多様化してきています。

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、日々の生活の中で抱えている課題にきめ細かく対応し、適切に公的サービスなどに結び付けていく仕組みが必要です。

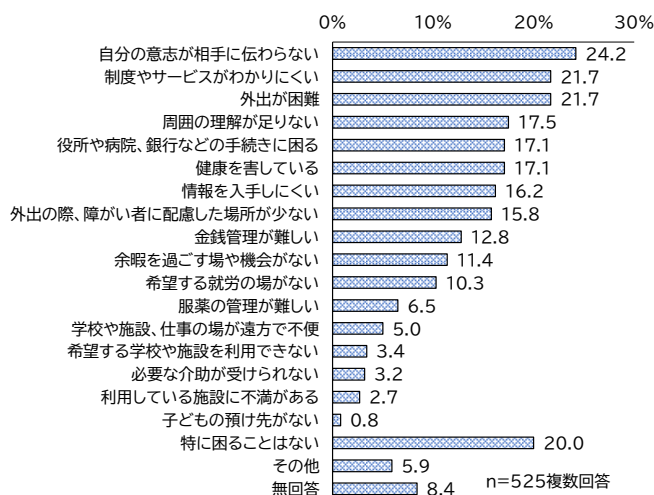
しかし、相談支援専門員の配置については充足しておらず、相談支援専門員の確保及び相談支援事業所の設置促進が課題となっています。

誰もが希望する環境で生活が送れるよう、本人の意思決定を尊重し、多様な地域生活の場が選択できるよう、ライフステージにおける一貫した切れ目のない支援（伴走型支援）の更なる充実を推進していくことが重要です。

【アンケート結果から】

【市民意識調査（障がい者）】

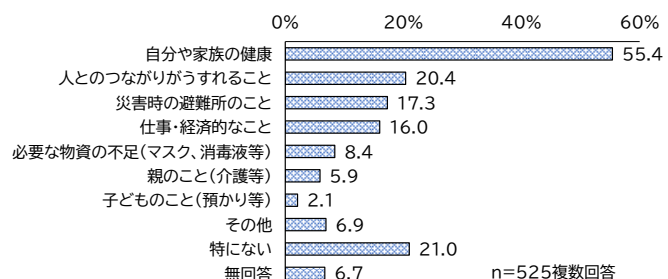
問：普段の生活で困っていること、悩んでいること



普段の生活で困っていること、悩んでいることでは、「自分の意志が相手に伝わらない」、「制度やサービスがわかりにくい」、「外出が困難」が上位3項目となっています。

問：新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、困っていること・心配なこと

新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、困っていること・心配なことでは、半数以上の人々が「自分や家族の健康」と回答しています。



【施策の展開① 包括的・総合的な相談支援体制の整備】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の各専門部会の取組を充実し、相談支援体制の機能を強化するとともに、地域の実態や課題等の情報を共有し、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の開発、地域課題の解決に向けた協議を行い、施策の充実を図ります。

主な事業	内 容	主管課
基幹相談支援センターの運営	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営や困難事例への対応等を行います。	障がい福祉課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の充実	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業所の増設	身近な地域で相談支援を受けることができ、障がい当事者や家族等の意向を踏まえたサービス等利用計画案を作成することができるよう、相談支援事業所や相談支援専門員を増やします。	障がい福祉課
ピアサポーターの養成	精神科病院等を訪問し、当事者として自身の生活体験や地域生活の情報共有を行い、入院中の方の地域生活を支えるピアサポーターを養成します。	障がい福祉課
包括的な支援体制の整備	多様化、複雑化する市民の相談や地域生活課題に対して、適切に対応できるよう関係機関との連携を図り包括的な支援体制を整備します。	福祉総務課
福祉総合相談窓口の設置	福祉に関する総合的な相談窓口を設置し、必要な情報提供及び相談者からの相談内容に応じて担当部署や関係機関との調整を行います。	福祉総務課
地域包括支援センターの充実	高齢者への総合的な相談窓口として、地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう相談体制の充実を図ります。	介護高齢課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の対象者に対し、自立相談支援事業の実施や、住居確保給付金及び子ども学習支援事業を始めとする任意事業等を通じて、生活困窮者の自立支援を図ります。	生活福祉課

発達（療育）相談	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児に関する発達（療育）相談に応じ、専門的な助言や指導を行います。	子ども家庭相談課
子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に集うことのできる場所を提供し、子育てアドバイザー等との相談などを通じて、子育てに関する不安や悩みの解消を図るとともに、親子相互の情報交換や仲間づくりを推進するため、地域の子育て支援拠点として「子育て支援センター」を設置・運営します。	子育て支援課
子ども・若者相談	悩みを抱える子ども・若者や保護者等から寄せられる問題に対して、関係機関と連携を図り、適切な相談を行います。	青少年課
就学相談	個別に配慮・支援を必要とする児童の保護者に対し、就学前教育機関等との連携を図り、一人ひとりの状況に即した適切な学びの場の決定に向けた相談を行います。また、児童生徒の教育ニーズ等の変化に継続的、かつ、適切に対応するため、継続的な相談を行います。	教育センター
教育相談及び学校支援教育相談	市内の在住、在学の児童生徒についての教育相談（学校不適応、家庭教育等）を、教育相談員やスクールカウンセラーが本人や保護者又は教職員などから受け、児童生徒一人ひとりの成長・発達を支援します。また、各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、必要に応じて心理的・福祉的な視点を加えた支援を行います。	教育センター
はぐくみサポートファイルの配付及び活用	保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関わる情報を保護者のもとで一元管理ができるファイルです。発達に不安を感じ保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関で情報を共有することで、 <u>ライフステージ</u> に応じた切れ目のない支援を提供するため、ファイルの配付及び活用について推進します。	子ども家庭相談課 子育て支援課 教育センター 障がい福祉課
湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会との連携	湘南西部圏域内の3市2町と情報交換を行い、近隣の地域課題を把握し、その解決に向け連携した取組を行います。また、必要に応じて、神奈川県自立支援協議会へ課題等の提案を行います。	障がい福祉課

施策の方向 2 : 権利や財産を守る取組の推進

●● 現状と課題 ●●

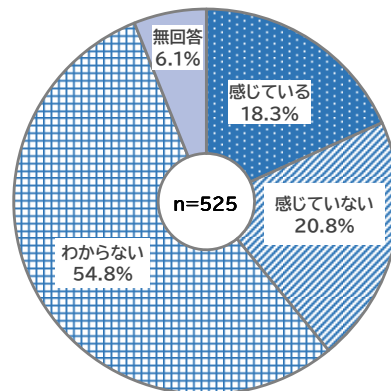
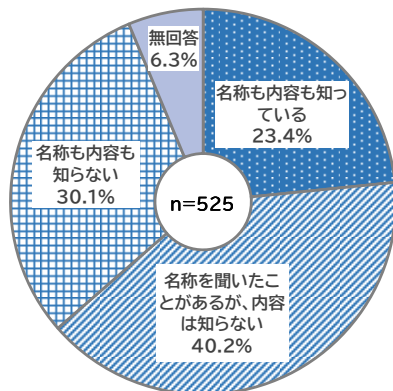
障がい等により、財産管理や福祉サービス等の契約を行う際に、一人で判断することが難しい方が多くいる中で、成年後見制度について十分に知られていない、後見人となる専門家の人材が不足しているなど、支援が必要な人が利用できていない状況となっています。

【アンケート結果から】

【市民意識調査（障がい者）】

問：成年後見制度について知っていますか

問：成年後見制度の必要性を感じていますか



成年後見制度の認知度は、「名称も内容も知っている」は23%で、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が40%、「名称も内容も知らない」が30%となっています。成年後見制度について、名前は知っていても内容は知らない人が多く、今後、より一層の周知徹底が求められています。

【施策の展開① 成年後見制度の利用】

障がい者が地域で尊厳のある自分らしい生活を継続できるよう、本人の自己決定権を尊重し、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を進め、成年後見制度を適切に利用できるよう、関係機関と連携して取り組みます。

主な事業	内容	主管課
成年後見制度利用支援事業 【再掲】	サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を行います。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課
伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの利用促進 【再掲】	成年後見・権利擁護推進センターを運営するとともに、その利用促進に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
市民後見人の育成と活動支援 【再掲】	増加する成年後見ニーズに対応するとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域福祉の推進の観点から市民後見人を育成します。	福祉総務課 社会福祉協議会

基本目標4

地域生活支援の充実

施策の方向1：福祉サービス等の充実

●● 現状と課題 ●●

障がい者等が、障がいの程度や種別にかかわらず、地域でその人らしく暮らしていくためには、地域生活を支える質の高い障害福祉サービスが十分に整備されていることが不可欠です。障がい者の選択の幅を広げるため、多様なサービス提供の主体が参入することが期待されていますが、単にサービスの供給量が増えるだけでなく、質の高いサービスを利用者ニーズに応じて組み合わせる提供することが重要です。

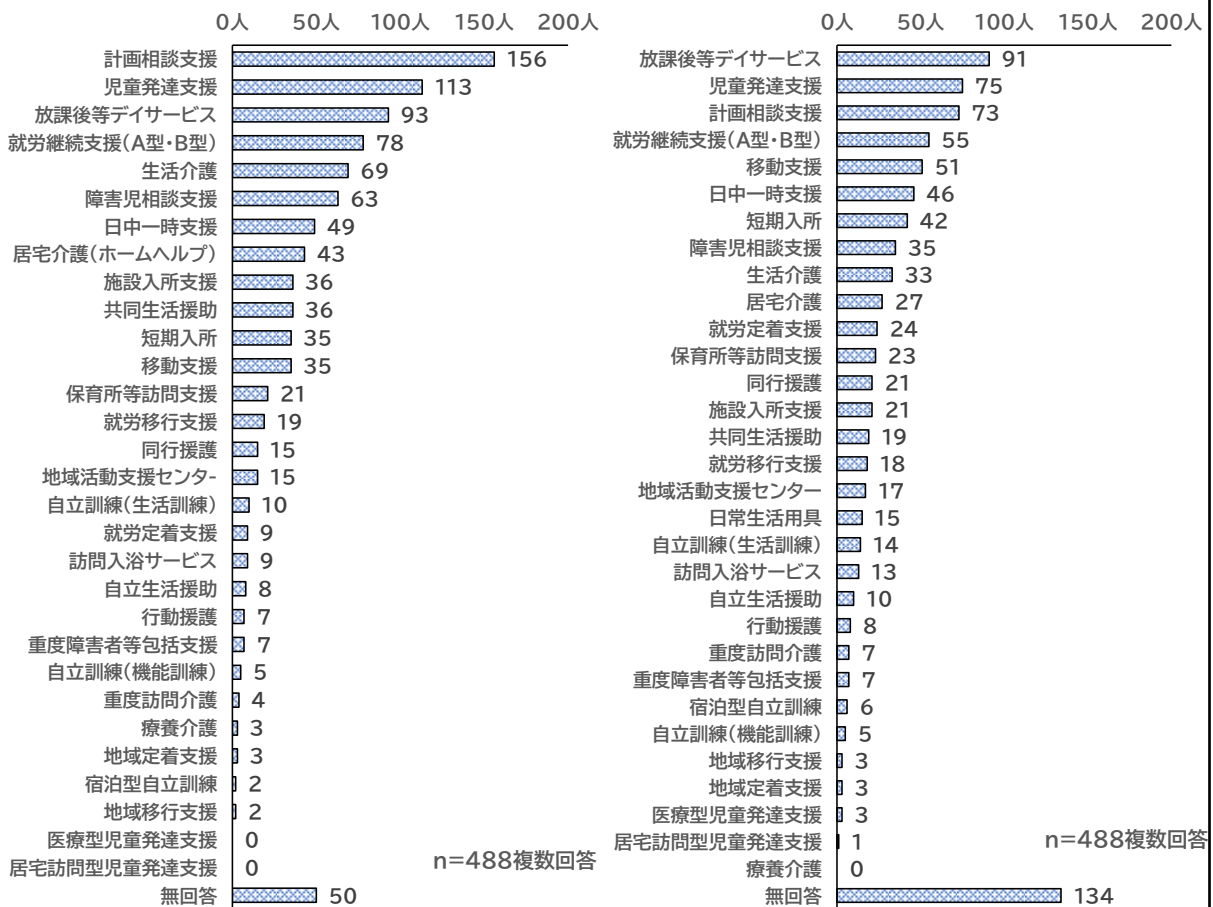
今後、地域移行の促進が加速するなか、医療的ケアや強度行動障がい者等、専門的支援が必要な方を地域で受け入れるための体制づくりが急務となっています。

【アンケート結果から】

【障がい福祉サービス利用実態調査】

☑：現在利用しているサービス

☒：今後利用したいサービス



【施策の展開① 福祉サービスの必要な量と質の確保】

障がい者の意思に基づき、家族の高齢化や親が亡くなった後も地域で生活ができるよう、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの量的、質的充実を図ります。

主な事業	内 容	主管課
居宅生活支援 (訪問系サービス)	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)を提供します。	障がい福祉課
生活介護 (日中活動系サービス)	常に介護を必要とする障がい者に障がい者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会を提供します。	障がい福祉課
自立訓練 (日中活動系サービス)	自立した日常生活が送れるよう、一定期間身体機能や生活能力等向上のために必要な訓練を行います。	障がい福祉課
就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・就労選択支援(日中活動系サービス)	就労に必要な知識や能力の向上、職場探し等を通じて、一般就労への移行を支援し、就労後も定着できるよう支援を行います。	障がい福祉課
療養介護 (日中活動系サービス)	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	障がい福祉課
短期入所 (日中活動系サービス)	介護者の疾病等の理由により、在宅での介護を受けることが一時的に困難となった障がい者に対し、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
自立生活援助 (居住系サービス)	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	障がい福祉課
共同生活援助 (居住系サービス)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談及び入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。	障がい福祉課
施設入所支援 (居住系サービス)	入所施設において夜間における居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
地域移行支援	施設や精神科病院に長期入院している人に対して、地域での生活をするために、居住の確保やその他の活動に関する相談等を行います。	障がい福祉課
地域定着支援	退所・退院するなどして居宅において単身で生活をする人に対し、連絡体制を確保し、緊急の相談等に対応します。	障がい福祉課

計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする場合に障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービス利用についての意向等をもとに、サービスの利用計画を作成し、サービスを提供する事業者との連絡調整等を行います。またサービスの利用状況等を確認し、必要に応じて見直しをします。	障がい福祉課
補装具費（交付・修理）の支給	障がいにより失った機能を補うための装具費（交付又は修理）を支給します。	障がい福祉課
日常生活用具給付等事業	主に重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。	障がい福祉課
地域活動支援センター事業	障がい者の創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会交流的活動等の日中活動の場を提供します。	障がい福祉課
訪問入浴サービス事業	在宅で入浴することが困難な重度障がい者を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。	障がい福祉課
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。医療的ケアが必要な重症心身障がい者を受け入れた事業所に対しサービス費の加算を付けます。	障がい福祉課
意思疎通支援事業【再掲】	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障がい福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障がい者の意思疎通を支援します。	障がい福祉課
手話奉仕員養成研修事業	日常生活及び交流活動等における支援者として、日常会話程度の表現技術を習得するため、手話奉仕員養成研修を実施します。	障がい福祉課
障がい者点字・声の広報サービス事業【再掲】	「広報いせはら」の点字版、音声版を作成し、視覚障がい者への情報提供を行います。	広報戦略課
移動支援事業	外出時に支援が必要な障がい者に対し、日常生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。	障がい福祉課
重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車輛の運行を社会福祉協議会に委託し、外出の際の移動を支援します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
福祉タクシー利用券の交付	重度の障がい者がタクシーを利用する際、その費用の一部としてタクシー券を交付します。	障がい福祉課
自動車燃料費の助成	障がい者が自ら所有し、若しくは自身で運転する自動車又は重度知的障がい者の送迎に使用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障がい福祉課

自動車改造費の助成	身体障がい者が自ら所有し又は自身で運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を一部助成します。	障がい福祉課
自動車運転訓練費の助成	身体障がい者が運転免許を取得する場合に、技能教習に要した費用の一部を助成します。	障がい福祉課
重度障害者住宅設備改良費助成事業【再掲】	重度障がい者のために、玄関や台所、トイレなどを改造する場合、費用の一部を助成します。	障がい福祉課
児童発達支援・医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練・治療を行います。	障がい福祉課
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障がい福祉課
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	障がい福祉課
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児にあって、外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等を行います。	障がい福祉課
医療的ケア支援事業	看護師が配置されていない時間帯がある通所施設、作業所、保育所、学校等において医療的ケアを必要とする障がい児者に対して、看護師を派遣します。	障がい福祉課
家庭ごみふれあい収集	高齢者・障がい者世帯で自らごみ収集場所にごみを持ち出すことができず、身近な人などの協力が得られない世帯に対し、ごみ戸別収集に合わせ、安否確認を行います。	環境美化センター
レスパイトサービス事業	知的障がい児者がいる家族の日ごろの心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、夏季、冬季、春季期間、市内事業所で一時的に預かり、養育や介護を行います。	障がい福祉課
ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図るため、市が事務局となり、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。	子育て支援課
まごころ配食サービス	家庭において食事の支度が困難な高齢者及び重度障がい者等に対し、配食サービスを行うことにより、低栄養状態などを改善し、安否確認を行います。	介護高齢課

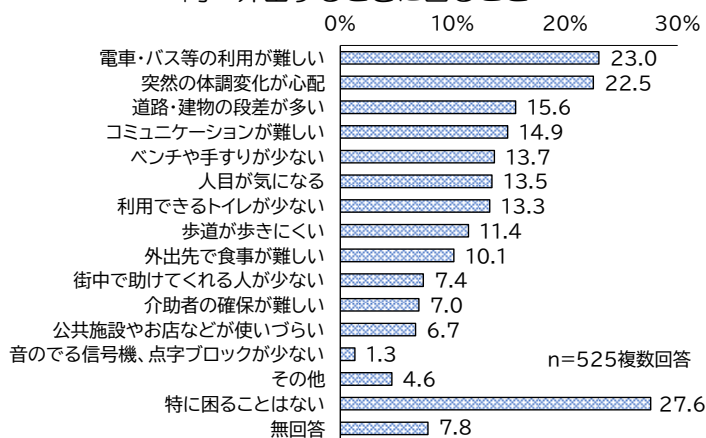
【施策の展開② 外出への支援】

障がい者の外出の機会は多く、頻度も高くなっています。一人では外出できない障がい者にとって外出支援は欠かせないサービスです。障がい者等が社会生活を営む上で必要な外出や、余暇活動等の社会参加を支援するため、移動支援事業及び重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）、福祉タクシー利用券の交付、自動車燃料費の助成等の施策を継続して実施するよう努めます。

【アンケート結果から】

【市民意識調査(障がい者)】

問：外出するときに困ること



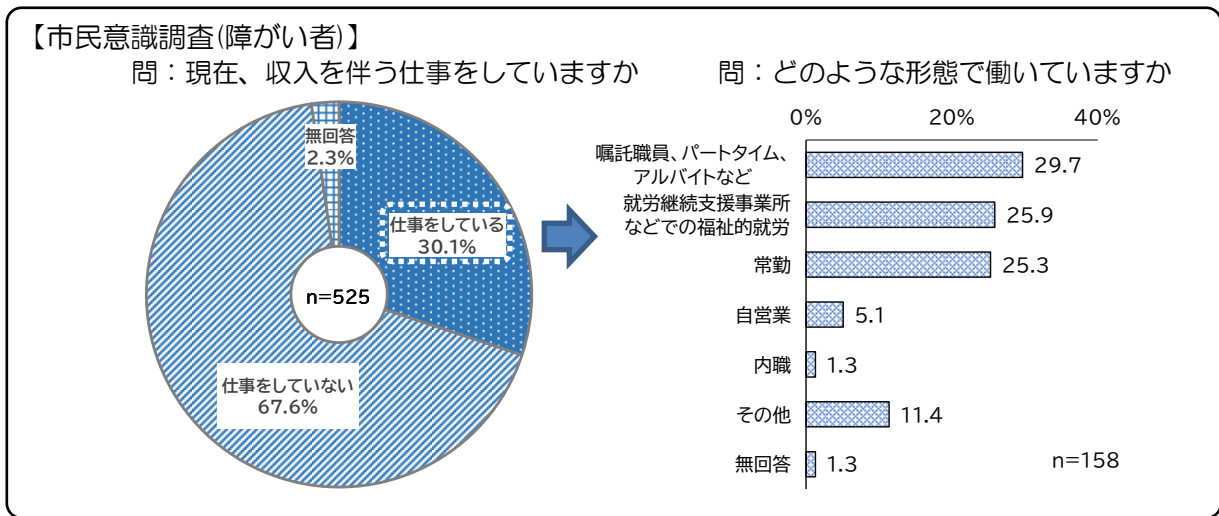
主な事業	内容	主管課
公共交通の <u>バリアフリー化</u> の推進	誰もが安全で円滑な移動環境を確保するため、バス事業者に対してノンステップバスの導入支援を行います。また、鉄道事業者に対して、駅施設等の更なる改善に向けた要請を行います。	都市政策課
音響式信号機の設置【再掲】	視覚障がい者に対し、安全な移動を確保するため、音響式信号機の設置について、県に要望し、所管の警察署と調整等を行います。	障がい福祉課 市民協働課 (交通防犯対策係)
移動支援事業【再掲】	個別的な支援が必要な障がい者の外出を支援します。	障がい福祉課
福祉有償運送	<u>NPO法人</u> や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者のために通院や通所等の送迎サービスを有償で行います。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課
重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）【再掲】	車いすやストレッチャーを利用する歩行困難な重度の身体障がい者等の移手段の確保と、社会参加の促進を目的として、ハンディキャブを運行します。	障がい福祉課
福祉タクシー利用券の交付【再掲】	在宅の重度障がい者に福祉タクシー利用券を交付します。	障がい福祉課
自動車燃料費の助成【再掲】	障がい者が自ら所有し、若しくは自身で運転する自動車又は重度知的障がい者の送迎に使用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障がい福祉課
自動車改造費の助成【再掲】	身体障がい者が自ら所有し又は自身で運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用の一部を助成します。	障がい福祉課

自動車運転訓練費の助成 【再掲】	身体障がい者が運転免許証を取得する場合の経費の一部を助成します。	障がい福祉課
各種割引制度の周知・活用	鉄道やバス、有料道路の割引など民間の割引制度を周知します。	障がい福祉課

【施策の展開③ 経済的自立への支援】

障がい者の経済的自立を促進するために、障がい者の就労支援施策の充実を図るとともに、経済的負担を軽減する施策を継続実施するよう努めます。

【アンケート結果から】



主な事業	内 容	主管課
障害者福祉手当	市内に居住している身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に手当を支給します。	障がい福祉課
在宅重度障害者介護手当	在宅の重度障がい者を介護する家庭に手当を支給します。	障がい福祉課
特別支援学校在学者福祉手当	特別支援学校に在学している障がい児に対して、手当を支給します。	障がい福祉課
神奈川県在宅重度障害者等手当	日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者に手当を支給します。	障がい福祉課 神奈川県
神奈川県心身障害者扶養共済制度	障がい者を扶養している方が、掛け金を払い込み、扶養している方が死亡等した場合に、障がい者に年金を支給します。	障がい福祉課 神奈川県
特別児童扶養手当	政令で定める一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある児童について、福祉の増進を図ることを目的として、手当の支給をします。	障がい福祉課 神奈川県
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20歳以上）に手当を支給します。	障がい福祉課 厚生労働省
障害児福祉手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に手当を支給します。	障がい福祉課 厚生労働省
障害基礎年金	障がい基礎年金受給による生活基盤の確保を図るため、年金機構との連携により相談及び申請書を受け付け、申請書等を年金機構へ進達します。	保険年金課 障がい福祉課
外国籍市民高齢者・障害者等福祉給付金	外国籍市民障がい者に福祉給付金を支給します。	障がい福祉課
障害者通所交通費の助成	身体・知的・精神障がい者施設等に通所する障がい者に交通費の一部を助成します。	障がい福祉課
障害者グループホーム家賃助成補助金	障がい者グループホームに居住する障がい者の家賃の一部をグループホームに補助します。	障がい福祉課

※各手当は支給要件に該当される方に支給されます。

施策の方向2：保健・医療サービスの充実

●● 現状と課題 ●●

適切な治療を必要とする難病や精神障がい者、医療的ケアの必要な人とその家族が、身近な地域で必要な支援が受けられる環境づくりが求められています。保健・医療・福祉・保育・教育等、関係機関との密接な連携による支援体制の充実が必要です。

【施策の展開①難病及び精神保健・医療の適切な提供等】

難病や精神障がい者、医療的ケアの必要な障がい者等に対し、必要なサービスが提供できるよう、多職種と連携した相談支援体制の強化を図るとともに、日中活動の場の確保や、短期入所等福祉サービスが利用できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において事業所の動向を把握し、必要なサービス量の情報をサービス提供事業所等へ情報提供し、受入体制の確保や新規参入を促します。

主な事業	内容	主管課
乳幼児の健康診査の充実	乳幼児の心身の健全な発育と発達の確認、疾病異常や虫歯の早期発見及び予防等を行うため、各年齢において健康診査や健康相談を実施することより、乳幼児の健康維持や増進を図ります。	子育て支援課
重度障がい者医療費助成事業	重度障がい者が医療機関を受診した場合の保険対象医療費の自己負担分を助成します。	障がい福祉課
自立支援医療（更生医療・育成医療）給付事業	身体障がい児者が、治療することによって障がいの程度が軽くなると期待できる医療を受けた場合に、治療費の一部を負担します。	障がい福祉課
自立支援医療（精神通院医療）給付事業	精神障がいの医療を受けるために病院や診療所に通院する場合の治療費の一部を負担します。	障がい福祉課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	退院後の精神障がい者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制に努めるとともに、保健・医療・福祉関係者等との重層的な連携のもと、必要な資源や支援体制の検討及び構築を目指します。	障がい福祉課
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置します。	障がい福祉課

<p>医療的ケア支援事業 【再掲】</p>	<p>看護師が配置されていない時間帯がある通所施設、作業所、保育所、学校等において医療的ケアを必要とする障がい児者に対して、看護師を派遣します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>日中一時支援事業【再掲】</p>	<p>障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。医療的ケアが必要な重症心身障がい者を受け入れた事業所に対しサービス費の加算を付けます。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>湘南西部あんしんネット事業</p>	<p>重症心身障がい者等で、通常の短期入所を利用することが困難な方が利用できます。</p>	<p>障がい福祉課</p>

基本目標5 発達支援と教育の充実

施策の方向1：総合的な発達支援の充実

施策の方向1 総合的な発達支援の充実

●● 現状と課題 ●●

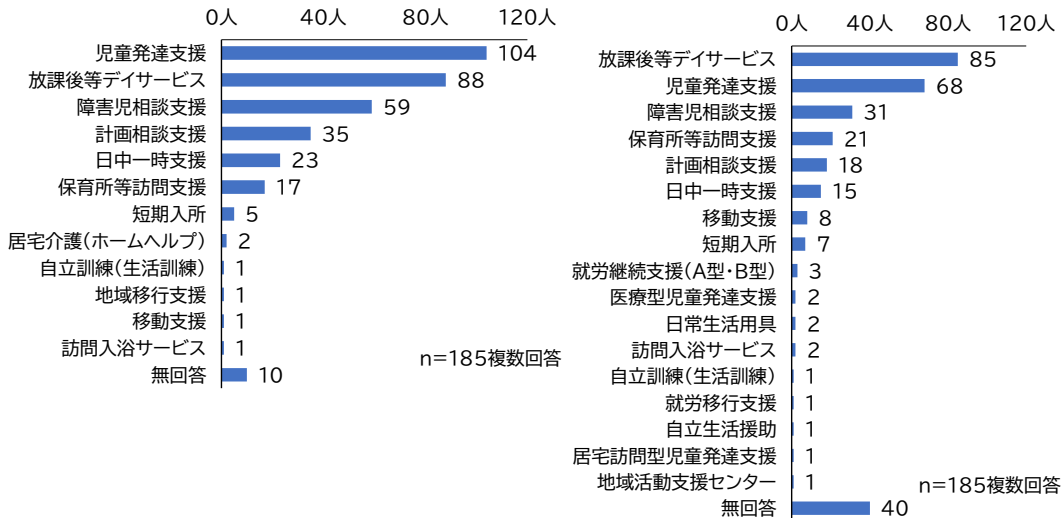
子どもへの支援は、親やきょうだい、教育機関や医療機関、児童相談所や地域も含めて、多種多様な社会資源との関係性に留意しながら、実施される必要があります。発達障がいと診断された子どもや医療的ケア児、重症心身障がい児を持つ家族では、育児や子どもとの接し方等で悩みを抱えることは少なくありません。子どもの成長や発達を促し、社会で自立した生活ができるよう、適切な療育支援等を受けられる体制づくりが必要です。

【アンケート結果から】

【障がい福祉サービス利用実態調査(障がい児)】

問：現在利用している障がい福祉サービス

問：今後1年間のうちに利用したいと思うサービス



【施策の展開① 早期発見、早期療育及び保護者への支援体制の充実】

発達に不安のある子どもやその家族に対し、早期の段階において専門的な相談や支援を行います。

また、就学前の乳幼児期から学校教育、就労に至るまで、一貫した支援を行うことができるよう、はぐくみサポートファイルを活用した療育・保育・教育・福祉等の関係機関との連携体制の強化及び一人ひとりの状況に応じた支援体制を整備します。

主な事業	内 容	主管課
児童発達支援センターの管理運営	地域の障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設（児童発達支援センター）の管理運営を行います。	障がい福祉課
児童発達支援・医療型児童発達支援 【再掲】	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練・治療を行います。	障がい福祉課
放課後等デイサービス 【再掲】	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障がい福祉課
保育所等訪問支援 【再掲】	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	障がい福祉課
居宅訪問型児童発達支援 【再掲】	重症心身障がい児等の重度の障がい児にあって、外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等を行います。	障がい福祉課
発達相談等事業	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、早期相談・支援の提供に努めます。市内幼稚園、認定こども園及び保育所等に対して巡回相談を実施し、支援方針を協議します。発達相談を受けた親子を対象に発達相談フォロー教室を開催し、状態像の見極めと療育機関を利用するまでの待機中をフォローします。	子ども家庭相談課
一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭等、緊急時に一時的に保育が必要な場合、保育所、幼稚園、認定こども園等で就学前児童の預かりを行います。	子ども育成課
保育所発達サポート事業	発達に遅れや心配のある児童を一定期間通所させ、入所児童と共に集団生活を送ることで、児童の段階的な発達を支援します。	子ども育成課
幼児教育・保育施設に対する特別支援教育等補助	特別な支援が必要な子どもが通園している幼児教育・保育施設の設置者に対して運営費を助成します。	子ども育成課
<u>ペアレントトレーニングの実施</u>	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、 <u>ペアレントトレーニング</u> を実施します。	障がい福祉課
<u>医療的ケア児等コーディネーターの配置</u> 【再掲】	医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う <u>医療的ケア児等コーディネーター</u> を配置します。	障がい福祉課

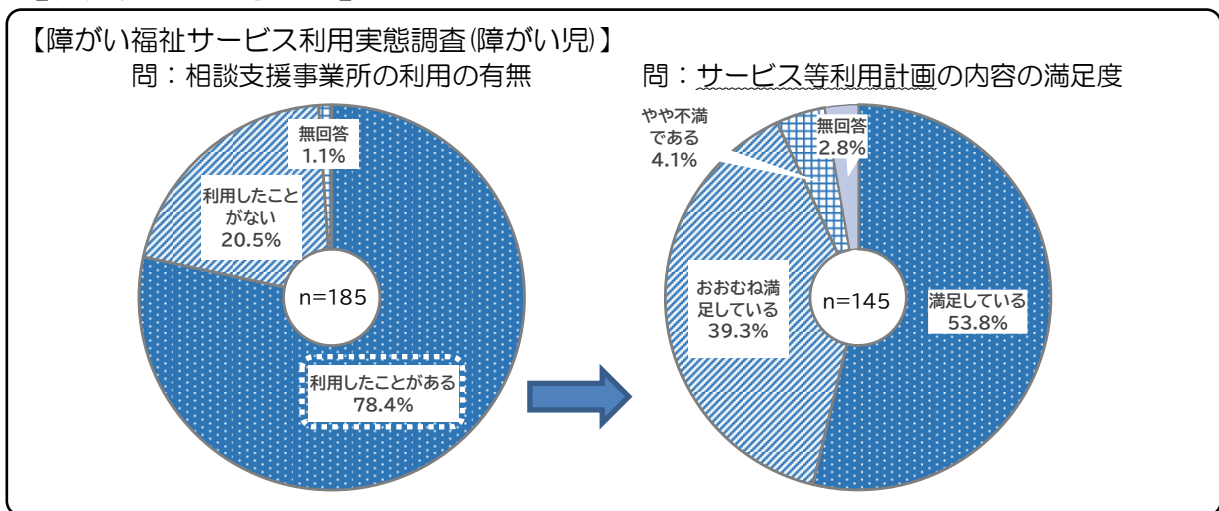
<p>医療的ケア支援事業 【再掲】</p>	<p>看護師が配置されていない時間帯がある通所施設、作業所、保育所、学校等において医療的ケアを必要とする障がい児者に対して、看護師を派遣します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>はぐくみサポートファイルの 配付及び活用【再掲】</p>	<p>保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関わる情報を保護者のもとで一元管理ができるファイルです。発達に不安を感じ保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関で情報を共有することで、<u>ライフステージ</u>に応じた切れ目のない支援を提供するため、ファイルの配付及び活用について推進します。</p>	<p>子ども家庭相談課 子育て支援課 教育センター 障がい福祉課</p>

●● 現状と課題 ●●

障がいによる差別や偏見を生まない社会を築くためには、幼少期から平等な環境のもと、より多く触れ合う機会を通じて、価値観を相互に考え、学び、育み合うことが重要です。

これまでも、全ての子どもたちが、可能な限り同じ環境のもとで、お互いを理解・尊重しながら成長していくことを目標とした「インクルーシブ教育」を推進してきているところですが、様々な特性のある子どもたちが集う教育の現場においては、個々のニーズも多種多様であり、必要な配慮も様々であることから、これらを包括しながら、平等に学ぶための環境づくりが必要となります。

【アンケート結果から】



【施策の展開① インクルーシブ教育の推進】

障がい特性や成長・発達の段階に応じて、十分な教育が受けられるよう、障がいの特性に応じた支援や合理的配慮、教育環境を整備します。

主な事業	内容	主管課
就学相談【再掲】	個別に配慮・支援を必要とする児童の保護者に対し、就学前教育機関等との連携を図り、一人ひとりの状況に即した適切な学びの場の決定に向けた相談を行います。また、児童生徒の教育ニーズ等の変化に継続的、かつ、適切に対応するため、継続的な相談を行います。	教育センター
教育相談及び学校支援教育相談【再掲】	市内の在住、在学の児童生徒についての教育相談（学校不適応、家庭教育等）を、教育相談員やスクールカウンセラーが本人や保護者又は教職員などから受け、児童生徒一人ひとりの成長・発達を支援します。また、各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、必要に応じて心理的・福祉的な視点を加えた支援を行います。	教育センター

相談支援チームの設置・運営	個別に支援を必要とする子どもの理解や支援の方法等について実践的な助言指導を行うため、相談支援チームを設置し、小中学校からの要請に応じて支援チーム委員を学校へ派遣します。	教育センター
特別支援教育の推進	市教育支援委員会を設置し、調査・審議・判定を行います。教職員を対象に、特別支援教育に関する研修を行います。	教育センター
特別支援教育の環境整備	支援を必要とする児童生徒が、適切な教育を受けられるよう、特別支援学級助員を配置します。	教育センター
通級指導教室の推進	集団への適応や言葉の発達に課題のある児童が、学校生活に適応することができるよう、通級指導教室「まなびの教室」、「ことばの教室」を設置して、児童・保護者並びに児童が在籍する学校を支援します。	教育センター
特別支援学級児童生徒就学支援事業	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、子どもの学習活動にかかる費用の一部を助成します。	学校教育課

【施策の展開② 交流活動や放課後活動の充実】

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進します。

主な事業	内容	主管課
放課後等デイサービス【再掲】	授業の終了後又は休校日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	障がい福祉課
日中一時支援事業【再掲】	障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。医療的ケアが必要な重症心身障がい者を受け入れた事業所に対しサービス費の加算を付けます。	障がい福祉課
移動支援事業【再掲】	障がい者で外出時に支援が必要な方に対し、日常生活に必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。	障がい福祉課
児童コミュニティクラブでの障がい児の受入	入所を希望し、入所要件を満たす障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）が児童コミュニティに入所できるよう、地域と協力しながら各クラブの受入体制を整備します。	子ども育成課
レスパイトサービス事業【再掲】	知的障がい児者がいる家族の日ごろの心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、夏季、冬季、春季期間、市内事業所で一時的に預かり、養育や介護を行います。	障がい福祉課

基本目標6 活動支援の充実

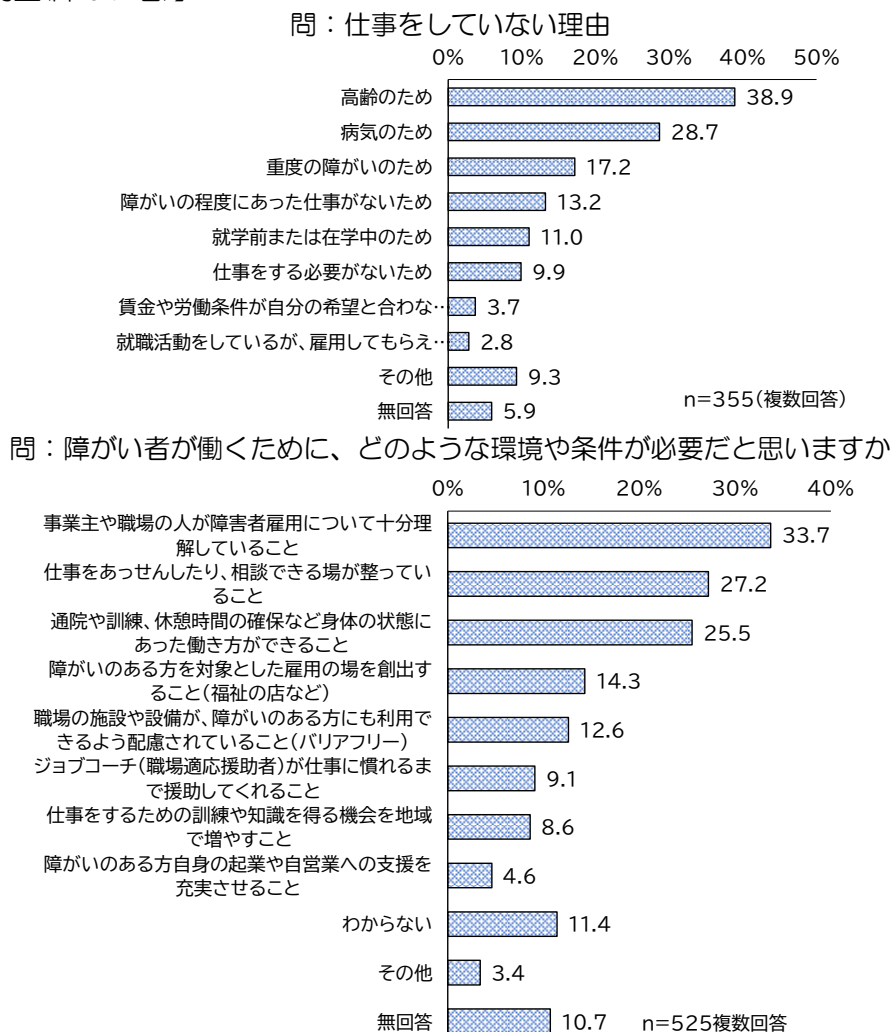
施策の方向1：障がい者雇用の拡大・定着

●● 現状と課題 ●●

就労を希望する障がい者が、企業や事業所でその能力を発揮し、安心して働き続けることができるよう、雇用の場の創出、障がいに対する理解を促進するとともに、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援に向けて、福祉、教育、労働等関係機関の連携をより一層強化し、障がい者が効果的な就労支援を受けられるよう、取り組む必要があります。

【アンケート結果から】

【市民意識調査(障がい者)】



【施策の展開① 福祉サービス事業所等での就労支援】

障がい者が職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、関係機関が密接に連携し、障がい者の就労及び職場定着支援や生活支援等も含めた支援の充実を目指します。

主な事業	内容	主管課
就労移行支援事業	一般就労を希望する障がい者に対し、就労するに当たって必要な知識・能力の向上を図り、適性にあった企業等への就労に必要な相談、支援を行う就労移行支援を行います。	障がい福祉課
就労定着支援事業	就労支援を受けた障がい者が就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるように就労定着支援を行います。	障がい福祉課
障害者就業・生活支援センターとの連携	一般就労を希望する障がい者を支援するため、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就労支援を行います。	障がい福祉課
障がい福祉事業所合同説明会の実施	卒業後の進路について考える機会として、障がいのある人と保護者等を対象に、障がい福祉事業所の合同説明会を実施します。	障がい福祉課

【施策の展開② 関係機関とのネットワーク構築による障がい者雇用の拡大・定着】

働く側と雇う側の双方が同じ認識のもとで障がいを捉え、合理的配慮が当たり前提供され、障がい者を雇用する事業者やそこで共に働く方々の障がい理解が促進されるよう、障がい者の雇用拡大と定着支援を行います。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者インターンシップ事業	障がい者の就労意欲の向上及び職員の障がい者理解を深め、障がい者の就労可能な職域を開発することを目的に、市役所における障がい者インターンシップ事業を実施します。	障がい福祉課
障がい者雇用促進セミナーの開催	ハローワークや伊勢原市雇用促進協議会等と連携して一般企業向け雇用促進セミナーを開催します。	障がい福祉課 商工観光課
障害者雇用奨励補助金の交付	市内で1年以上継続して事業を営む中小企業で、市内に在住する障がい者を毎年6月1日時点で1年以上常用雇用している企業に、障がい者1人につき年額6万円を、5年間を限度に交付します。	商工観光課
伊勢原市ふるさとハローワークの運営	就業機会の拡大を図るため、就職を希望される方に対して就業相談や紹介等を実施し、また、職業能力開発のための講座等の紹介を行います。	商工観光課
小型家電リサイクル事業	市が収集した小型家電製品を就労継続支援B型事業所に無償で引き渡して解体し、その売却益を障がい者の工賃の増加につなげるなど、地域福祉の向上を目的として実施します。	環境美化センター

主な事業	内 容	主管課
障害者優先調達推進法の推進	障がい者就労施設に就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済的自立を実現するために、行政等において、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。	障がい福祉課
伊勢原市障がいのある職員の活躍推進プランの推進	事業主として障がいのある職員がその有する能力を有効に発揮し、就業生活において活躍することができる環境づくりを推進します。	職員課
農福連携の推進	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現できるよう、農福連携に取り組みます。	障がい福祉課

施策の方向2：スポーツ・文化芸術活動の推進

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人が生涯を通じて、豊かで潤いのある生活を送るためには、スポーツ活動、レクリエーションや文化活動への参加を促進することが重要です。

こうした活動を広げるには、障がいのある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切な条件と言えます。

特に、重度の障がいや重複した障がいのある人や、視覚や聴覚に障がいのある人にとっては、参加を支援するための環境づくりが必要です。

今後も、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の事業を充実させ、障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人同士や障がいのある人とない人が、気軽に活動に参加し、交流できるような環境づくりを進めていくことが必要です。

【施策の展開① スポーツ大会等への参加促進】

障がい者が気軽に参加できるように、障がい者団体やボランティア団体等と連携をしながら、障がい者のニーズに応じたレクリエーション・スポーツ等を実施し、多様な情報媒体を活用し、参加促進を図ることに努めます。

主な事業	内容	主管課
障がい者スポーツ大会の実施【再掲】	スポーツやレクリエーションを通じ、障がいに対する市民の理解と関心を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に実施します。	障がい福祉課
全国・県障がい者スポーツ大会への参加支援	国や県の障がい者スポーツ大会への参加を支援し、障がい者スポーツの振興を図ります。	障がい福祉課
障がい者スポーツ教室の実施	障がい者一人ひとりの体力・健康の維持増進を図り、運動・スポーツの素晴らしさを伝えながら、お互いの親交を深め、運動・スポーツ活動を日常生活に取り入れる機会を提供するため、障がい者スポーツ教室を実施します。	スポーツ課

【施策の展開② 文化、芸術活動への参加促進】

障がい者が文化・芸術活動への参加を通じて、生活等を豊かにするとともに、共生社会に向けた障がい理解の促進となるよう、環境を整備した機会を提供し、多様な情報媒体を活用し、参加促進を図ることに努めます。

主な事業	内容	主管課
伊勢原観光道灌まつりにおける介助ボランティア等の配置	障がい者が伊勢原観光道灌まつりに参加できるように、介助ボランティア及び手話ボランティアを配置します。	障がい福祉課
福祉展の開催【再掲】	高齢者や障がい者の社会参加の場を設けるとともに、市民の福祉に対する意識向上を図るため、福祉展を開催します。	福祉総務課

第5章

障がい福祉計画 障がい児福祉計画

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、国が示した基本指針に即して、障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援の提供体制の確保に関する必要量の見込みを定めます。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにしていきます。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活へ

の移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- 上記の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとも

に、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい児等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進します。

（６）障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2

障がい福祉計画 (障害福祉サービス等の見込量と確保策)

1：福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の自立支援の観点から、福祉施設入所者の地域生活への移行について、目標値を設定します。

<国の基本指針>

- ・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が、地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

【現状】

令和元年度末時点の施設入所者（94人）の地域移行者数は1名でした。

長期入所者者の地域移行については、重度障がい者等に対応したグループホームの不足や、地域生活での支援人材の確保の難しさ、利用者の生活の変化に対する不安等、様々な要因があり、計画どおりには進みませんでした。

一方で、在宅生活が困難な障がい者の福祉施設への入所利用のニーズは高い状況にあります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
施設入所者数（年度末時点）	93人	87人	88人
地域への移行者数① ※令和元年度末時点の施設入所者（94人） の地域移行者数	1人	0人	0人
地域への移行者数② ※年度内における施設入所からの地域移 行者数	1人	5人	3人

【目標値】

施設入所者の移行を推進するに当たっては、本人の「意思決定支援」の視点を大切に、できるだけ多くの体験の機会を提供するとともに、施設入所支援を必要とする入所申込者の状況、施設入所者の高齢化、重度化等を考慮し、施設入所者数については、令和4年度末から5人以上の削減、地域生活移行者は6人以上を目指すこととします。

項目	数値	考え方
現入所者数	87人	令和4年度末時点の入所者数 (A)
目標年度入所者数	82人	令和8年度末時点の利用見込 (B)
令和8年度末までの目標値 (削減見込数)	5人	(A)-(B)=(C)
	5.7%	(A)の5%以上の削減
令和8年度末までの目標値 (地域移行数)	6人	地域移行者数 (D)
	6.9%	(D)/(A) 6%以上

2：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、次のとおり目標を設定します。

<国の基本指針>

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。

【現状】

入院医療中心から地域生活中心へという方針を踏まえて、長期にわたって入院している患者の退院促進を目指しているが、精神病床における長期入院患者の実態把握ができていないこと、また退院後の受け皿となる社会資源の整備が十分に追いついていないのが現状です。

【目標値】

「伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会(精神障がい者支援部会)」を具体的な協議の場として位置づけ、退院後の精神障がい者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制に努めるとともに、保健・医療・福祉関係者等との重層的な連携のもと、グループホームやピアサポーター等必要な資源や支援体制の検討及び構築を目指します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者等の参加者数	9人	9人	9人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援の年間利用者数	1人	2人	3人
精神障がい者の地域定着支援の年間利用者数	1人	2人	3人
精神障がい者の共同生活援助の年間利用者数	67	72	77
精神障がい者の自立生活援助の年間利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の年間利用者数	3人	3人	3人

※協議の場の参加者（機関）内訳

協議の場の参加者（機関）数		9人
	保健	1人
	医療（精神科）	—
	医療（精神科以外）（訪問看護ステーション含む）	1人
	福祉（通所施設・相談支援事業所等）	5人
	介護（居宅介護事業所等）	—
	当事者及び家族	—
	行政	2人

3：地域生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるように、将来を見据えた障がい者のニーズを把握し、課題等に対してどのように対応していくのかを、障がい者と一緒に考え、整理し、総合的なマネジメントを行う機能、いわゆる地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、次のとおり目標を設定します。

<国の基本指針>

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【現状】

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において検討を重ねており、本市においては、基幹相談支援センター（障がい福祉課）を中心に、地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する形（面的整備型）を目指すこととしました。

【目標値】

地域生活支援拠点等の5つの機能となる、（1）相談、（2）緊急時の受け入れ・対応、（3）体験の機会・場、（4）専門的人材の確保・養成、（5）地域の体制づくりを整備するとともに、強度行動障がい者等含めた重度障がい者の支援ニーズを把握し、更なる支援体制の充実を図ります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	整備	充実	充実
検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	配置	配置	配置
強度行動障がい者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備	検討	整備	充実

《地域生活支援拠点等の機能》

（1）相談

基幹相談支援センター、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、委託相談支援事業所等との連携等により緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

（4）専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、行動障がいを有する者、高齢化に伴い障がいが重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

（5）地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

4：福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和8年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

- ・就労移行支援事業 → 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上
- ・就労継続支援A型事業 → // 1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業 → // 1.28倍以上

さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする

【現状】

令和4年版障害者白書では、民間企業に雇用される障がい者数が18年連続で過去最高を更新していること、中でも精神障がい者の雇用者数の伸び率が大きかったとの報告があります。

また、本市に住む障がい者で福祉施設から一般就労へ移行した人数は、令和元年度25人、令和2年度20人、令和3年度18人、令和4年度26人と、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大により実績への影響が見られました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
一般就労への移行者数 (全体)	18人	26人	32人
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	11人	13人	23人
一般就労への移行者数 (就労継続支援A型)	2人	1人	2人
一般就労への移行者数 (就労継続支援B型)	3人	11人	7人
一般就労への移行者が就労定着支援事業 所を利用する割合(7割以上)	0.5割	1.5割	2割
就労定着率8割以上の就労定着支援事業 所(7割以上)	7割以上	7割以上	7割以上

【目標値】

企業の法定雇用率が、2.3%より、令和5年は2.5%、令和6年は2.7%と段階的に引き上げられことを踏まえ、ハローワークや関係機関等との更なる連携強化に努めるとともに、障がいのある人が地域で自立した日常生活及び社会生活を送るため、就労支援及び生活支援等雇用対策の一層の充実を目指します。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	18人	令和3年度において、福祉施設を退所して、一般就労した人の数
【目標値】 令和8年度中の一般就労移行者数	23人	令和8年度において、福祉施設を退所して、一般就労する人の数（約1.28倍）
就労移行支援事業所の一般就労移行者数	15人	令和3年度（11人）実績の1.31倍以上
就労継続支援A型の一般就労移行者数	3人	令和3年度実績（2人）の概ね1.29倍以上
就労継続支援B型の一般就労移行者数	4人	令和3年度実績（3人）の概ね1.28倍以上
就労移行支援利用終了者の一般就労移行者の割合が5割以上の事業所	1事業所	市内就労移行业務所数（2事業所）

②就労定着支援事業の利用者数

障がい者の職場への定着を促進するため、就労定着支援について目標値を設定します。

<国の基本指針>

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【現状】

就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者が利用するものであり、令和3年度就労定着支援事業を利用した人数は24人でした。

【目標値】

就労定着支援サービスを提供し、一般就労への定着を目指します。

項目	数値	考え方
令和3年度中の一般就労移行者数	24人	令和3年度中に就労定着支援を利用した人の数
【目標値】 令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	34人	令和3年度の実績の1.41倍以上

③就労定着支援事業の就労定着率

障がい者の職場への定着を促進するため、就労定着支援事業所の就労定着率について目標値を設定します。

<国の基本指針>

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【現状】

市内に就労定着支援事業所は2カ所あり、令和4年度は2カ所ともに就労定着率8割以上となっています。

【目標値】

障がい者の職場への定着を促進するため、就労定着支援事業所の就労定着率7割以上を目指します。

内容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	事業所数	全体割合	事業所数	全体割合	事業所数	全体割合
就労定着支援事業所の定着率7割以上の事業所数	2	2割5分以上	2	2割5分以上	2	2割5分以上

④地域の就労支援ネットワークの強化

<国の基本指針>

雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

【現状】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会において、地域における障がい者の就労に係る課題の把握及び取組について協議を行いました。

令和4年度取組

- ◇平塚公共職業安定所、伊勢原市雇用促進協議会、障がい者就業・生活支援センター等との協働した取組（障がい者雇用促進セミナーの開催）
- ◇障がい福祉事業所合同説明会、合同就職説明会の実施
- ◇産業能率大学インターンシップ事業による、事業所紹介動画の作成
- ◇企業、事業所見学の実施
- ◇情報紙「いせはら就労にゆーす」の発行
- ◇農福連携事業への取組（勉強会の実施）
- ◇障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定及び点検、評価

【目標値】

障がい者が地域で自立した生活を送ることができる社会を目指し、一般就労への機会の提供や、障がい者施設等で就労する障がい者が、良質で安定的な仕事を確保し、工賃向上につながる仕組みづくり等、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会を中心に、企業や障がい福祉施設等関係機関と連携し、就労支援ネットワークの強化を目指します。

5：相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関して、検証、評価を行い、各種機能の更なる充実、強化等を推進するため、次のとおり目標を設定します。

<国の基本指針>

・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【現状】

相談支援事業所は、令和2年度3カ所、令和3年度0カ所、令和4年度2カ所が新設され、現在17カ所（相談支援専門員数35人）となっています。しかし、相談件数に対して相談支援専門員が不足しており、新規の相談に対応できないことが多くなっています。

【目標値】

基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員を中心に、地域の相談支援事業所の相談支援専門員に対する指導・助言を行うとともに、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会相談支援部会において、相談支援専門員同士の連携強化及びスキルアップを目指し、相談支援体制の充実・強化等を図ります。

また、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会において、個別事例の検討を通じた、地域サービス基盤の開発・改善等の取組を進めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	120件	120件	120件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	5回	5回	5回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	4人	4人	4人

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
協議会における参加事業者・機関数	28	28	28
協議会の専門部会の設置数	8	8	8
協議会の専門部会の実施回数	56回	56回	56回

6：障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の理念を念頭に、その目的を果たすため、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うための体制を構築するため、次のとおり目標を設定します。

<国の基本指針>

令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【現状】

基幹相談支援センターを市直営で運営しており、障害支援区分の認定調査の実施、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（障害児支援計画）の確認等、サービスが適切に提供されているかどうか確認を行っています。

【目標値】

サービス提供事業所からの請求データの点検及び運営指導等が適切に行えるよう、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に参加するなど、担当職員の資質向上に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や、都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（市町村）	3人	3人	3人

7：障害福祉サービス等の見込み

障害福祉サービスごとに、令和2年度から令和5年度までの実績（見込みを含む。）を基に、令和8年度までを予測して、目標数値を設定しています。

表の数値は各年度の1か月当たりの見込量をそれぞれのサービスの単位で表しています。

「時間分」・・・月間のサービス提供時間

「人日分」・・・「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
（例えば、10人が平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。）

「人分」・・・月間の利用人数

① 訪問系サービス

1 居宅介護

身体、知的、精神障がいのある人や障がいのある児童のうち、日常生活に支障のある人の居宅にホームヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護の他、外出の際の移動支援等を総合的にを行います。

3 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。

4 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。

5 重度障害者等包括支援

居宅介護を始めとする福祉サービスの包括的支援で、常に介護を必要とする人が対象です。

【現況】

訪問系サービスの利用人数には、大きな変動はありませんが、居宅介護（ホームヘルプサービス）の精神障がい者の利用増加があります。

【利用実績】 <訪問系サービスの1か月当たりの利用実績>

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 見込	
	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月
居宅介護	127	1,822	142	1,960	143	1,856	136	1,808
重度訪問介護	1	692	1	691	1	675	2	825
同行援護	33	567	29	477	32	551	37	658
行動援護	7	158	6	128	5	131	6	126
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0
計	149	2,844	153	2,955	164	3,037	172	2,969

【見込量】 <訪問系サービスの1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月
居宅介護	144	1,958	145	1,972	146	1,986
重度訪問介護	2	1,095	2	1,095	2	1,095
同行援護	33	568	33	568	33	568
行動援護	6	136	7	158	8	181
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計	174	3,194	177	3,238	180	3,282

【見込量の考え方及び方策】

利用実績を基に利用人数を見込み、居宅介護は一人当たり月13.6時間、同行援護は一人当たり月17.2時間、行動援護は一人当たり月22.6時間利用するとして算出しています。

訪問系サービスの利用人数に大きな変動はありませんが、行動援護の利用希望が増加しています。一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

【現況】

常に介護が必要な重度障がい者等の日中活動の場として需要がありますが、障がい特性や医療的ケア等によりサービス利用につながらない事例があります。

【利用実績】

＜生活介護の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
生活介護	192	3,917	198	3,877	199	3,406	201	4,020

【見込量】

＜生活介護の1か月当たりの見込量＞

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
生活介護	204	4,080	207	4,140	210	4,200

【見込量の考え方及び方策】

生活介護は、重度障がい者等の日中活動の場として、過去の実績から、単年度3人ずつの増加及び一人当たり月20日利用するとして算出しています。

生活介護の利用人数は増加傾向にあり、特に医療的ケアに対応できる事業者が不足しています。一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが身近な地域において提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

イ 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活が出来るよう、一定期間身体機能等の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

自立訓練（機能訓練）の利用者は、主に身体障がい者が多く、利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】 <自立訓練（機能訓練）の1か月当たりの利用実績>

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（機能訓練）	2	17	4	61	1	8	5	50

【見込量】 <自立訓練（機能訓練）の1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（機能訓練）	3	45	3	45	3	45

【見込量の考え方及び方策】

サービスの性質上、長期の利用はなく、入れ替わりの利用となると考えられるため、大きな変動はないものとして単年度3人、一人当たり月15日利用するとして算出しています。

市内に事業所がなく、近隣市の事業所を利用していますが、利用人数は少なく、通所可能な範囲であることから、現状を維持していきます。

ウ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活が送れるよう、一定期間生活能力等の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

自立訓練（生活訓練）の利用者は、主に知的障がい者が多く、利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】 <自立訓練（生活訓練）の1か月当たりの利用実績>

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（生活訓練）	6	97	7	158	6	111	5	100

【見込量】 <自立訓練（生活訓練）の1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（生活訓練）	6	120	6	120	6	120

【見込量の考え方及び方策】

サービスの性質上、長期の利用はなく、入れ替わりの利用となると考えられるため、大きな変動はないものとして単年度6人、一人当たり月20日利用するとして算出しています。

市内に事業所がないことから、近隣市の事業所を利用していますが、今後は地域で生活するために必要な訓練として、地域移行を推進する上で重要になることから、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

エ 就労選択支援（新）

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【見込量】 <就労選択支援の1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労選択支援	—		8		8	

【見込量の考え方及び方策】

サービスの性質から就労アセスメントの令和5年度実績見込みを勘案して算出しています。

本人にとって、より適切に就労・障害福祉サービスの選択が可能となるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

オ 就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

市内の2カ所の事業所及び近隣市の事業所を利用する人も多く、民間企業の雇用率も増加傾向にあることから、就労移行支援事業の利用ニーズは一定数あり、またサービスの性質上、長期の利用はなく入れ替わりの利用となると考えられているため、大きな変動はありません。

【利用実績】

＜就労移行支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労移行支援	24	421	24	444	25	426	34	578

【見込量】

＜就労移行支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労移行支援	27	459	28	476	29	493

【見込量の考え方及び方策】

就労移行支援は、一般就労への移行における重要な役割を踏まえる事業として、また民間企業の雇用の増加傾向を考え、単年度1人ずつの増加、一人当たり月17日利用するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

カ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

【現況】

市内の3カ所の事業所及び近隣市の事業所を利用する人も多く、また一般就労への移行者もいることから利用人数に大きな変動はありません。

【利用実績】

＜就労継続支援（A型）の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（A型）	25	519	29	534	27	495	25	500

【見込量】 <就労継続支援（A型）の1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（A型）	27	540	27	540	27	540

【見込量の考え方及び方策】

就労継続支援（A型）事業は、一般就労への移行を踏まえ、利用人数は大きな変動はないことから、単年度27人、一人当たり月20日利用するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

キ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対し、働く場所を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

【現況】

日中活動系サービスの中で一番利用人数が多いサービスであり、知的障がい者、精神障がい者の利用について、年々増加傾向にあります。

【利用実績】 <就労継続支援（B型）の1か月当たりの利用実績>

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（B型）	217	3,785	236	3,955	254	4,902	236	4,214

【見込量】 <就労継続支援（B型）の1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（B型）	239	4,302	242	4,356	245	4,410

【見込量の考え方及び方策】

就労継続支援（B型）は、利用人数が増加傾向にある中、一般就労への移行を踏まえ、単年度3人ずつの増加、一人当たり月18日利用するとして算出しています。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において利用状況や事業所の動向を把

握し、就労意欲に応える体制づくり及び工賃向上を図るための受注の拡大等の促進を図るとともに、利用者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

ク 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

【現況】

市内の就労定着支援事業所は2カ所であり、近隣市の事業所を利用する人も多く、増加傾向にあります。

【利用実績】

＜就労定着支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 見込	
	実人数	人日分/ 月	実人数	人日分/ 月	実人数	人日分/ 月	実人数	人日分/ 月
就労定着支援	21	/	24	/	34	/	27	/

【見込量】

＜就労定着支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労定着支援	29	/	31	/	33	/

【見込量の考え方及び方策】

福祉施設から一般就労の移行者数よりその後の定着支援利用者数を勘案し、単年度2人ずつ増加するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

ケ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

【現況】

医療機関での支援のため事業所数が限られていることから、療養介護の利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】

＜療養介護の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
療養介護	12	11	11	13

【見込量】

＜療養介護の1か月当たりの見込量＞

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人分/月	人分/月	人分/月
療養介護	12	12	12

【見込量の考え方及び方策】

療養介護は、利用ニーズを考え、単年度12人として算出しています。

医療機関でのサービス提供であるため、医療機関と連携を図りながら、利用者に応じた適切なサービス提供ができるよう、サービス量の確保及びサービスの提供体制の整備に努めます。

コ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現況】

短期入所の利用人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降利用の減少があります。

【利用実績】

＜短期入所の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
短期入所 (福祉型)	39	259	27	160	33	208	43	301
(医療型)	2	3	3	12	5	28	2	14
合 計	41	262	30	172	38	236	45	315

【見込量】

<短期入所の1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日/月	実人数	人日/月	実人数	人日/月
短期入所 (福祉型)	43	301	43	301	43	301
(医療型)	3	21	3	21	3	21
合 計	46	322	46	322	46	322

【見込量の考え方及び方策】

短期入所は、介護者のレスパイトや緊急時の利用、また、潜在的なニーズを踏まえ、1か月当たりの利用者数を福祉型が43人、医療型が3人、一人当たり月7日利用するとして算出しています。

短期入所については利用者のニーズを見極め、迅速かつ円滑な利用が促進できるよう、事業者と連携していきます。また、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

③ 居住系サービス

ア 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が、一人暮らしを希望する場合、一定期間、定期的な巡回訪問や必要な情報提供や助言等を行います。

【現況】

サービスを担う事業所が本市にはなく、近隣市の事業所を利用しています。

【利用実績】

<自立生活援助の1か月当たりの利用実績>

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
自立生活援助	0	1	1	1

【見込量】

<自立生活援助の1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人分/月	人分/月	人分/月
自立生活援助	2	2	2

【見込量の考え方及び方策】

障がい者支援施設やグループホーム等を退所し、一人暮らしに移行した人等が地域で安心した生活を継続するために、地域移行支援、地域定着支援との一体的なサ

サービス提供が必要と考えられるため、同様の人数が利用するものとして算出します。

このサービスは地域生活への移行を推進するため、重要なサービスとして考えられているため、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

イ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談及び入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

【現況】

市内において、令和2年度1カ所、令和3年度2カ所、令和4年度3カ所（内1カ所日中サービス支援型）が新設され、近隣市においてもグループホームの設置が進んだことより、利用人数が年々増加傾向にあります。

【利用実績】

＜共同生活援助の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
共同生活援助 (グループホーム)	116	136	154	164

【見込量】

＜共同生活援助の1か月当たりの見込量＞

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人分/月	人分/月	人分/月
共同生活援助 (グループホーム)	174	184	194

【見込量の考え方及び方策】

共同生活援助（グループホーム）は、福祉施設、精神科病院からの地域移行を推進する上で重要な施策であり、利用人数は着実に増加しています。市内においては令和6年度以降、日中サービス支援型の共同生活援助（グループホーム）の増設が予定されており、また市外においても新設が多くあることから、単年度10人ずつの増加で算出しています。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、低所得の人への家賃助成やグループホーム新設事業者への設備費の一部補助等、サービスの提供体制の整備に努めます。

ウ 施設入所支援

入所施設において夜間における居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現況】

令和元年度末時点の施設入所者（94人）の内、令和4年度末までに地域移行した人数は1人です。しかしながら、在宅生活が困難な障がい者の福祉施設への入所利用のニーズも高い状況にあります。

【利用実績】

<施設入所支援の1か月当たりの利用実績>

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
施設入所支援	87	92	87	89

【見込量】

<施設入所支援の1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人分/月	人分/月	人分/月
施設入所支援	86	84	82

【見込量の考え方及び方策】

本人の「意思決定支援」の視点を大切に、福祉施設入所者の地域生活への移行や、地域での定着を支援するとともに、福祉施設への入所支援の必要な人も含め、令和8年度末時点の施設入所者数82人を目指し算出しています。

④ 相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する全ての障がい者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況】

令和5年3月末時点の障害福祉サービス（障害者者総合支援法）受給者数903人のセルフプラン率は4.7%です。障害福祉サービスを利用する全ての障がい者に対してサービス等利用計画が作成されるよう計画的に作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行っています。しかしながら、相談支援専門員が不足しており、新規の相談に対応できない等の状況があります。

【利用実績】

＜計画相談支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
計画相談支援	190	257	236	227

【見込量】

＜計画相談支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人分/月	人分/月	人分/月
計画相談支援	240	243	246

【見込量の考え方及び方策】

障害福祉サービスの受給者数が増加傾向にあることから、計画相談支援は、単年度3人ずつ増加するものとして算出しています。

計画相談支援は、障がい者本人だけでなく、保護者、家族にも寄り添い、ライフステージの移行時において切れ目のない支援を実現する上で重要な役割を担っています。相談支援従事者研修への受講者を増やし、相談支援事業所の新規開設に努めます。更に伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、相談支援専門員一人当たりの相談対応件数の適正化を図り、相談件数に応じた相談支援専門員を確保するなど、一人ひとりの特性に応じた丁寧なケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

イ 地域移行支援

現在、入院、福祉施設へ入所している人が、地域生活へ移行する際の住居の確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援を行います。

【現況】

計画相談支援において対応しており、地域移行支援の利用実績はありません。

【利用実績】

＜地域移行支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
地域移行支援	0	0	0	1

【見込量】 **＜地域移行支援の1か月当たりの見込量＞**

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人分/月	人分/月	人分/月
地域移行支援	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

地域移行支援については、福祉施設からの退所や病院からの退院を支援し、地域移行を進める上で大きな役割を担っています。利用者一人ひとりに応じたケアマネジメントを実施することを踏まえ、計画相談支援との役割分担を考慮しながら、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

ウ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域での生活が不安な方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性で起きた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

【現況】

計画相談支援において対応しており、地域定着支援の利用実績はありません。

【利用実績】 **＜地域定着支援の1か月当たりの利用実績＞**

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
地域定着支援	0	0	0	1

【見込量】 **＜地域定着支援の1か月当たりの見込量＞**

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人分/月	人分/月	人分/月
地域定着支援	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方等が、地域で安心した生活を継続するためには、地域移行支援との一体的な利用が必要と考えられるため、地域移行支援で見込む人数全員が利用するものとして算出しています。

利用者一人ひとりに応じたケアマネジメントを実施することを踏まえ、計画相談支援との役割分担を考慮しながら、適切にサービス提供ができるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

6：地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、指定障害福祉サービスとは別に、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として定められています。

令和2年度から令和5年度までの実績（見込みを含む。）を基に、令和8年度までを予測して、1年間の目標数値を設定しています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいや障がいのある人についての関心と正しい理解を深めるため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等と共に障がい者の生活状況等を把握し、「障害者週間」を始め、様々な機会を通じて研修及び普及・啓発活動を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動について助成金を交付する等の支援を行います。

③ 相談支援事業

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供給することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

ア 障がい者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する問題に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を開催します。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

本市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員等を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

ウ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居に支援が必要な障がい者について、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

エ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等利用の観点から、成年後見制度の利用が有効な知的障がい者又は精神障がい者等に対して、成年後見制度の利用を支援します。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者に申立費用及び後見人等の報酬を助成します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

資力の有無にかかわらず、成年後見制度を必要としている方に適切な支援ができるよう、法人として後見人に就任します。

【利用実績】

<相談支援事業の年間利用実績>

内 容		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
相 談 支 援	障がい者相談支援事業	箇所数	17	16	18	17
	基幹相談支援センター 設置	実施の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能 強化事業		実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	6	8	8	10

【見込量】

<相談支援事業の年間見込量>

内 容		単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相 談 支 援	障がい者相談支援事業	箇所数	18	19	20
	基幹相談支援センター 設置	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能 強化事業		実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	10	10	10

【見込量の考え方及び方策】

障がい者相談支援事業は、包括的役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に、関係機関とのネットワークの強化及び相談支援体制の充実に向けた取組を行います。

また、成年後見制度利用支援事業については、判断能力が十分ではない障がい者が、地域で適切な支援が受けられるよう制度周知を図るとともに、権利擁護体制の強化を図ります。

④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障がい福祉課窓口配置する事業などを通じて、障がい者の意思疎通を支援します。

【利用実績】

＜意思疎通支援事業の年間利用実績＞

内 容	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数	25	28	33	37
	延件数	136	168	189	240
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	1

【見込量】

＜意思疎通支援事業の年間見込量＞

内 容	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数	37	37	37
	延件数	240	240	240
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

手話通訳者、要約筆記者の派遣についてのコーディネートを行い、サービスの向上に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者の人材確保及び必要なサービス量の確保に努めます。

⑤ 日常生活用具給付事業

主に重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

＜日常生活用具の種類＞

ア 介護訓練支援用具

特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす・訓練用ベッドなど

イ 自立生活支援用具

入浴補助用具・頭部保護帽・移動、移乗支援用具・T字状、棒状の杖・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障がい者用屋内信号装置など

ウ 在宅療養等支援用具

透析液加温器・ネブライザー（吸入器）・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計（音声式）・盲人用体重計（音声式）など

エ 情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置・情報、通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障がい者用ポータブルレコーダー・視覚障がい者用活字文書読上げ装置・視覚障がい者用拡大読書器・盲人用時計・聴覚障がい者用通信装置・聴覚障がい者用情報受信装置・人工咽頭・点字図書など

オ 排泄管理支援用具

ストーマ用装具・収尿器

カ 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作補助用具

【利用実績】 <日常生活用具給付事業の年間給付件数実績>

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
介護訓練支援用具	9	8	8	11
自立生活支援用具	13	16	13	19
在宅療養等支援用具	30	18	15	23
情報・意思疎通支援用具	33	19	27	25
排泄管理支援用具	2,049	2,121	2,139	2,325
居宅生活動作補助用具	1	2	0	1

【見込量】 <日常生活用具給付事業の年間給付件数見込量>

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	11	11	11
自立生活支援用具	19	19	19
在宅療養等支援用具	23	23	23
情報・意思疎通支援用具	25	25	25
排泄管理支援用具	2,385	2,445	2,505
居宅生活動作補助用具	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

直腸・ぼうこう機能障がい者の増加に伴い、排泄管理支援用具の給付件数が増加しており、今後も増加するものとして算出しています。それ以外の用具については、おおむね現状どおりの給付件数で算出しています。引き続き、障がいの特性に応じた用具の給付に努めます。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

手話を必要とする聴覚障がい者の意思疎通支援を充実するため、手話奉仕員養成研修を実施します。

【利用実績】 <手話奉仕員養成研修事業の年間研修終了者実績>

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
手話奉仕員養成研修事業	0	33	30	34

※養成講座未実施

【利用見込】 <手話奉仕員養成研修事業の年間研修終了者見込量>

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	35	35	35

【見込量の考え方及び方策】

日常会話程度の表現技能を習得し、日常生活及び交流活動等における支援者、理解者を地域に増やすことを目的に行います。単年度35人として研修修了者を算出し、引き続き計画的な手話奉仕員養成研修を実施します。

⑦ 移動支援事業

障がい者で外出時に支援が必要な方に対し、日常生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【利用実績】 <移動支援事業の年間実績>

内 容	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
移動支援事業	実利用人数	73	72	83	91
	延利用時間	4,177	5,354	4,438	5,460

【利用見込】 <移動支援事業の年間見込量>

内 容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用人数	92	93	94
	延利用時間	5,520	5,580	5,640

【見込量の考え方及び方策】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少がみられましたが、その後増加している状況を踏まえ、単年度1人ずつの増加、一人当たり月5時間利用するとして算出しています。

地域における障がい者の社会参加の促進を支援するため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

⑧ 地域活動支援センター

障がい者の創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会交流的活動等の日中活動の場を提供します。

【利用実績】

＜地域活動支援センターの年間利用実績＞

内 容	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
地域活動支援センター (市内事業所利用分)	箇所数	3	3	3	3
	実利用者数	45	41	40	38
地域活動支援センター (他市事業所利用分)	箇所数	5	6	5	5
	実利用者数	8	10	8	9

【利用見込】

＜地域活動支援センターの年間利用見込量＞

内 容	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (市内事業所利用分)	箇所数	3	3	3
	実利用者数	41	41	41
地域活動支援センター (他市事業所利用分)	箇所数	5	5	5
	実利用者数	9	9	9

【見込量の考え方及び方策】

利用者の特性やニーズに応じて、障害福祉サービス（生活介護等）への移行も想定されますが、現在の利用量を確保するものとして算出し、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、引き続き運営費の補助の継続に努めます。

⑨ 訪問入浴サービス事業

在宅で入浴することが困難な重度障がい者を対象に、訪問による入浴サービスを提供します。

【利用実績】 <訪問入浴サービス事業の年間利用実績>

内 容	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込
訪問入浴サービス事業	実利用人数	18	18	19	20
	延利用回数	1596	1596	2100	1920

【見込量】 <訪問入浴サービス事業の年間利用見込量>

内 容	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問入浴サービス事業	実利用人数	21	22	23
	延利用回数	2,016	2,112	2,208

【見込量の考え方及び方策】

訪問入浴サービスは、単年度 1 人ずつの増加、一人当たり月 8 回利用するとして算出しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

⑩ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。

【利用実績】 <日中一時支援事業の年間利用実績>

内 容	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込
日中一時支援事業	実利用人数	163	157	142	163
	延利用回数	9,840	13,937	11,947	13,692

【利用見込】

＜日中一時支援事業の年間利用見込量＞

内 容	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日中一時支援事業	実利用人数	164	165	166
	延利用回数	13,776	13,860	13,944

【見込量の考え方及び方策】

日中一時支援事業は、単年度 1 人ずつの増加、一人当たり月 7 日利用するとして算出しています。

今後は、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の受入等、様々なニーズに対応した支援サービスとして、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

⑪ 社会参加促進事業

ア 点字、声の広報等発行事業

視覚障がい者が地域生活をするために必要な情報を提供できるよう、広報紙等の点訳、音声訳等を定期的に行います。

【利用実績】

＜点字、声の広報等発行事業の年間利用実績＞

内 容	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込
点字、声の広報等発行事業	実利用人数	25	25	25	25
	発行回数	23	23	23	23

【利用見込】

＜点字、声の広報等発行事業の年間利用見込量＞

内 容	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
点字、声の広報等発行事業	実利用人数	25	25	25
	発行回数	23	23	23

【見込量の考え方及び方策】

点字、声の広報等発行事業は、「広報いせはら」を「点訳広報」又は「声の広報」として作成し、年間 2 3 回対象者へ配付しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

イ 自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が運転免許を取得する場合に、技能教習に要した費用の一部を助成します。

【利用実績】 <自動車運転免許取得費用助成の年間利用実績>

内 容	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
自動車運転免許取得費用の助成	実利用人数	0	0	0	1

【利用見込】 <自動車運転免許取得費用助成の年間利用見込量>

内 容	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費用の助成	実利用人数	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

自動車運転免許取得費用は、利用人数は大幅に変動しないものとして単年度1人として算出しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

ウ 自動車改造費の助成

身体障がい者が自ら所有し、又は運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を一部助成します。

【利用実績】 <自動車改造費用助成の年間利用実績>

内 容	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
自動車改造費の助成	実利用人数	1	3	2	3

【利用見込】 <自動車改造費用助成の年間利用見込量>

内 容	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費の助成	実利用人数	3	3	3

【見込量の考え方及び方策】

自動車改造費の助成は、利用人数は大幅に変動しないものとして単年度3人として算出しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

エ 重度障がい者移送サービス事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車両の運行を社会福祉協議会に委託し、外出の際の移動を支援します。

【利用実績】 <重度障がい者移送サービス事業の年間利用実績>

内 容	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
重度障がい者移送サービス事業	延利用者数	658	780	728	722

【利用見込】 <重度障がい者移送サービス事業の年間利用見込量>

内 容	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障がい者移送サービス事業	延利用者数	722	722	722

【見込量の考え方及び方策】

福祉有償運送事業が定着してきていますが、車椅子利用者の通院・送迎などリフト付きハンディキャブ（やまどり号）の利用ニーズは高いため、引き続き運行業務委託を継続し、外出の際の移動の支援を行います。

障がい児福祉計画 (障害児通所支援等の見込量と確保策)

障がい児においては、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期、成人に至るまで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です。また障がい等の特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう、必要な配慮を行うとともに、子ども・子育て支援事業計画等との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

1：児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

令和元年10月に設置した「伊勢原市児童発達支援センター」を中核とし、障がい児（難聴児含む）の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、地域の障がい児通所支援事業所や保育所、学校等と連携し、点在する地域資源を重ね合わせた、重層的な支援体制の構築を目指します。

＜児童発達支援センターの中核的支援機能＞

1. 幅広い高度な専門性に基づく、発達支援・家族支援機能
2. 地域の障がい児通所支援事業所に対する、スーパーバイズ・コンサルテーション機能
3. 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
4. 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

＜国の基本指針＞

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【現状】

本市は、伊勢原市児童発達支援センターを、基幹相談支援センター（児童分野）として位置付け、主任相談支援専門員の配置や、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（こども支援部会）の運営を行い、地域の中核的な支援機関として、障がい児等に関する様々な協議、研究を行っています。

参考：令和4年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（こども支援部会）の取組内容
年5回の開催

勉強会（本市の障がい児通所支援事業実績について、障がい児の虐待防止について）、市内障がい福祉事業所見学ツアー、事業所で抱える課題の共有、GSV研修 他

【目標値】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（こども支援部会）を協議の場として位置付け、保健、医療、保育、教育、就労支援等重層的な連携のもと、必要な支援体制の検討及び構築を目指します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（こども支援部会）の開催	4回	4回	4回
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	検討	構築	充実

2：重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で安心してサービスが受けられるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

<国の基本指針>

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

【現状】

現在市内には主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は2事業所、放課後等デイサービスは1事業所と少ないため、近隣市や日中一時支援等他サービスも利用しています。

【目標値】

医療的ケアの対応ができる看護師等の人材が不足している状況を踏まえ、重症心身障がい児が身近な地域で安心してサービスが受けられるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重症心身障がい児（医療的ケア児含む）を受け入れている児童発達支援事業所数	2カ所	2カ所	3カ所
重症心身障がい児（医療的ケア児含む）を受け入れている放課後等デイサービス事業所数	1カ所	1カ所	2カ所

3：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援が受けられるように、湘南西部保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業（重心医療的ケア支援ネットワーク会議）と連携を図り、支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターと連携し、支援体制の構築を目指します。

<国の基本指針>

令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【現状】

令和3年12月より、医療的ケア児等に関する支援体制の構築に向け、関係機関との協議を行い、令和4年度より、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の専門部会として、医療的ケア等支援部会を新設しました。また、令和5年度より障がい者相談支援事業所（しせん相談室）に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、更なる協議検討を行いました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等の支援のための関係機関との協議回数（伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会：医療的ケア等支援部会）	1回	4回	4回
<u>医療的ケア児等コーディネーター</u> の配置人数	検討	検討	1人

参考：伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会医療的ケア等支援部会構成員

相談支援事業所（医療的ケア児等コーディネーター・主任相談支援専門員含む）、障がい児通所支援事業所、居宅介護事業所、訪問看護ステーション、保健福祉事務所、特別支援学校、児童主任相談支援専門員、行政（母子保健、障がい分野）等

【目標値】

医療的ケア児コーディネーターが、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（医療的ケア等支援部会）の運営を行い、地域の中核的な支援機関として、医療的ケア児等に関する様々な協議、研究を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設定(伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会：医療的ケア等支援部会)	4回	4回	4回
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

4：発達障がい者等に対する支援

発達障がい等の早期発見、早期支援には、保護者等も含めた支援が重要です。身近な地域において相談及び支援が受けられる環境を整えるとともに、保護者等が子どもの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）と連携し、ペアレントトレーニングプログラムの提供、ペアレントメンターの養成等、支援体制の確保に努めます。

<国の基本指針>

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保する。

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数
- ・ペアレントメンターの人数
- ・ピアサポートの活動への参加人数

【現状】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会こども支援部会を中心に、令和3年度はペアレントトレーニングに関する勉強会の実施、令和4年度はペアレントトレーニングを実施している近隣市への見学会の実施、令和5年度は児童発達支援センター職員向けの指導者講習の受講など、ペアレントトレーニング講座の実施に向けた準備を行いました。

【目標値】

児童発達支援センターを中心に、ペアレントトレーニングを実施します。また、受講者を対象とした、ペアレントメンターの育成や活動の場等については、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会こども支援部会において協議、研究を行い、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保を目指します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<u>ペアレントトレーニング</u> や <u>ペアレントプログラム</u> 等の受講者数	5人	5人	5人
<u>ペアレントトレーニング</u> や <u>ペアレントプログラム</u> 等の実施者数	2人	2人	2人
<u>ペアレントメンター</u> の人数	養成に関する検討	指導者の育成	養成講座実施
ピアサポート活動への参加人数	活動に関する検討	受講者のフォローアップ	受講者のフォローアップ

5：障害児通所支援等サービス等の見込み

障害児通所支援サービスごとに、令和2年度から令和5年度までの実績（見込みを含む。）を基に、令和8年度までを予測して、目標数値を設定しています。

表の数値は各年度の1か月当たりの見込量をそれぞれのサービスの単位で表しています。

「時間分」・・・月間のサービス提供時間

「人日分」・・・「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
(例えば、10人が平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。)

ア 障害児通所支援

未就学児への療育を行う「児童発達支援」や、就学後の療育を行う「放課後等デイサービス」などの通所サービスを行います。

1 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

2 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

3 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

4 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。

5 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児のうち、障害児通所支援を利用するための外出の困難な障がい児に対して、発達支援を行うサービスを提供します。

6 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

重度の障がい等の状態にある医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【現況】

市内の児童発達支援事業所が令和3年度1カ所、令和4年度3カ所、放課後等デイサービス事業所は令和3年度2カ所、令和4年度2カ所と新設されており、その他市外においても多く事業所新設されていることに伴い利用者も増加しています。

【利用実績】

<障害児通所支援の1か月当たりの利用実績>

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込	
	実人数	人日/月	実人数	人日/月	実人数	人日/月	実人数	人日/月
児童発達支援	257	1,958	289	1,955	277	2,345	294	2,352
放課後等デイサービス	274	2,852	307	3,048	342	3,239	350	3,500
保育所等訪問支援	18	19	9	9	20	20	21	21
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	1	5
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	1	5

【見込量】

<障害児通所支援の1か月当たりの見込量>

内 容	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数	人日/月	実人数	人日/月	実人数	人日/月
児童発達支援	299	2,392	304	2,432	309	2,472
放課後等デイサービス	358	3,580	366	3,660	374	3,740
保育所等訪問支援	22	22	23	23	24	24
医療型児童発達支援	1	5	1	5	1	5
居宅訪問型児童発達支援	1	5	1	5	1	5

【見込量の考え方及び方策】

- 1 児童発達支援は、発達（療育）相談からサービス利用につながる場合が多く、年々相談件数が増加傾向にあるため、単年度5人ずつ増加、一人当たり月8日利用するとして算出しています。
- 2 放課後等デイサービスは、利用人数が増加傾向にあることから単年度8人ずつ増加、一人当たり月10日利用するとして算出しています。
- 3 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問した専門職支援であり、単年度1人ずつ増加、一人当たり月1日利用するとして算出しています。
- 4 医療型児童発達支援は、利用実績がないため、単年度1人、月5日利用するとして算出しています。
- 5 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がないため、単年度1人、月5日利用するとして算出しています。
- 6 地域支援拠点等整備との整合を図り算出しています。

障害児通所支援を利用する人数は着実に増加しており、障害児通所支援の枠内で考えるだけでなく、一般施策としての子育て支援も視野に入れながら、総合的な形での支援を実践していくことが重要であると考えます。

発達の段階に応じた適切なサービス提供ができるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

イ 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する全ての児童を対象に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況】

令和5年3月末時点の障害児通所支援サービス（児童福祉法）受給者数716人のセルフプラン率は0.8%です。障害児通所支援サービスを利用する全ての児童に対して障害児支援利用計画を作成されるよう計画的に作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行っています。しかしながら、相談支援専門員が不足しており、新規の相談に対応できない等の状況があります。

【利用実績】

＜障害児相談支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
障害児相談支援	222	257	201	237

【見込量】**＜障害児相談支援の1か月当たりの見込量＞**

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人分/月	人分/月	人分/月
障害児相談支援	242	247	252

【見込量の考え方及び方策】

障害児相談支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の利用人数の実績を基に単年度5人ずつ増加するとして算出しています。

障害児相談支援は、障がい児本人だけでなく、保護者、家族にも寄り添い、ライフステージの移行時において、切れ目のない支援を実現することが重要です。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、一人ひとりに応じたケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

第6章

計画の推進に向けて

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携を更に強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

また、全ての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域の支援体制の強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして、一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を活用し、市内の障がい福祉に関する支援体制の確立や、資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

(3) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

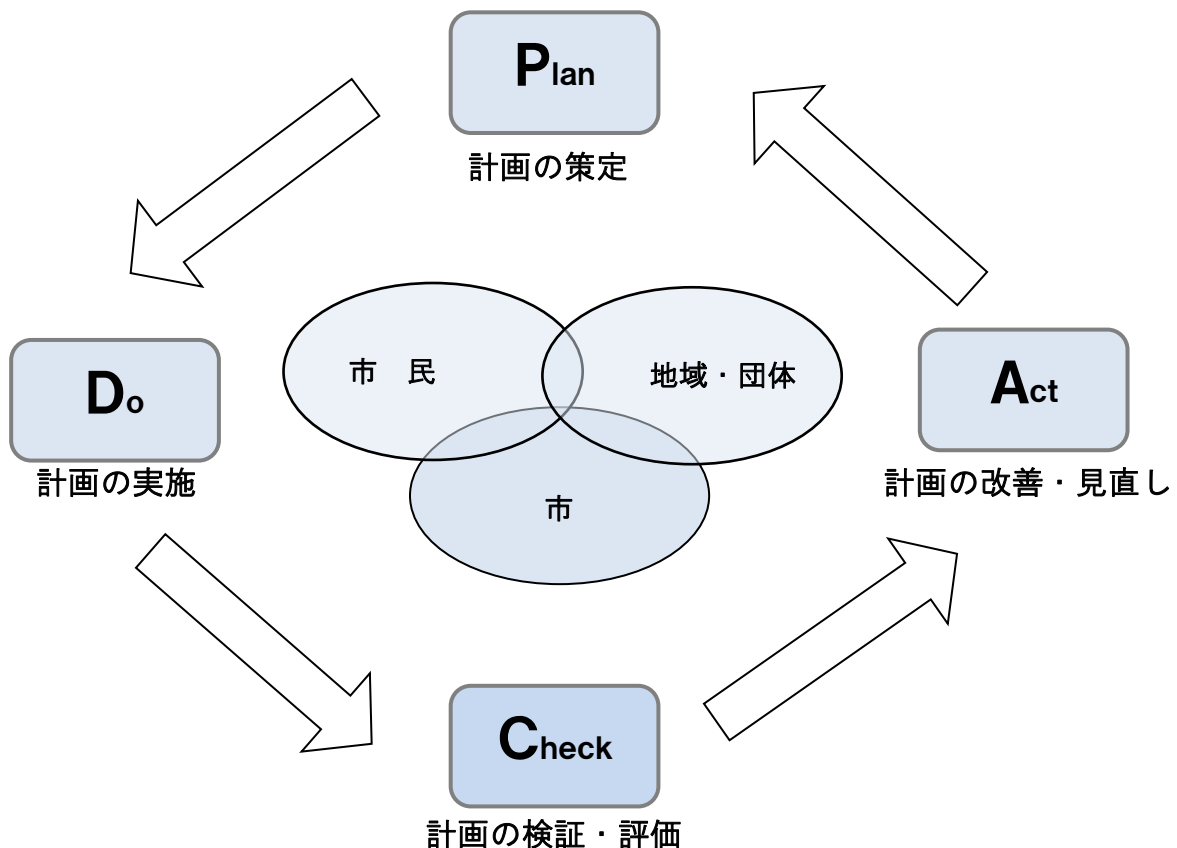
(1) PDCAサイクルについて

「PDCAサイクル」とは、様々な分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」を順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていくためにとても重要です。

そのため、作成した計画については、進捗状況を把握するだけでなく、検証・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していく必要があります。

■PDCAサイクルのイメージ図



(2) 計画の検証と評価

この計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

そのため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会に対して、事業の実績等、取組状況を報告していきます。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会での議論を踏まえた上で、意見を集約し、検証・評価を行います。

その評価を受け、庁内において、事業の見直しを含めて検討を行い、年度ごとに評価をまとめます。

まとめた評価については、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会に報告するとともに、ホームページに公開します。

資料編

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会設置要綱

(設置)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うことにより、障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくることを目的として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議及び課題の情報共有
- (3) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整
- (4) 法第4条に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の支援体制に係る課題整理並びに社会資源の開発及び改善に向けた協議
- (5) 権利擁護に関すること。
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計

画及び法第88条の規定に基づく障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定、進捗状況の把握及び評価に関すること。

- (7) その他障害福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害者支援施設者又は障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育・雇用関係機関に属する者
- (6) 企業に属する者
- (7) 障害者関係団体
- (8) 障害者等又はその家族
- (9) 行政機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に定める協議事項に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行わせるため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(専門部会の構成)

第8条 専門部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

2 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(企画運営会議)

第9条 次の事項について協議するため、企画運営会議を置くことができる。

(1) 協議会運営に関すること。

(2) 専門部会の活動内容の把握及び課題等の情報共有

(3) 計画案の策定、その他計画案の策定に必要な事項に関すること。

2 企画運営会議の委員は、第5条第1項の会長及び副会長並びに、前条第1項の部会長をもって組織する。

3 企画運営会議は、会長が召集し、その議長となる。

(秘密の保持)

第10条 協議会及び専門部会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の取扱いについて、伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号）の趣旨を十分尊重し、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員がその職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会、専門部会及び企画運営会議の庶務は、伊勢原市障害福祉主管課が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り、定める。

附 則

この告示は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害者自立支援協議会設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月10日告示第98号）

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会名簿
(任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日)

区分		団体名	委員名
学識経験者	1	東海大学健康学部健康マネジメント学科	講師 中越 章乃
相談支援事業所	2	(社福)常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室	室長 千葉 高史
	3	(NPO法人)かでの湘南	総合施設長 喜多 祐莊
福祉サービス提供事業所	4	(社福)緑友会 みどり園	施設長 新實 正樹
	5	(社福)至泉会 すこやか園	園長 藤原 雄三
	6	副会長 (社福)さくらの家福祉農園	施設長 村井 雄一朗
	7	(社福)かながわ共同会秦野精華園	総合施設長 白川 淳
	8	(社福)伊勢原市社会福祉協議会	事務局長 小林 幹夫
医療・保健関係	9	平塚保健福祉事務所 秦野センター	保健予防課長 柴田 元子
教育・雇用関係	10	県立伊勢原支援学校	総括教諭 浅井 佑香
	11	県立平塚支援学校	総括教諭 佐藤 綾
	12	平塚公共職業安定所	統括職業指導官 益子 武士
	13	神奈川能力開発センター	所長 山本 長史
	14	(社福)進和学園 障がい者就業・生活支援センター キンシティ	センター長 山崎 健太郎
企業	15	伊勢原市雇用促進協議会	会長 高野 真一
障がい者関係団体	16	伊勢原市身体障害者福祉協会	会長 早乙女 松男
	17	会長 (社福)伊勢原市手をつなぐ育成会	理事長 長谷川 幸子
	18	伊勢原市精神障がい者を支える事業所連絡会	会長 綿貫 眞知子
行政関係	19	子ども家庭相談課	課長 小瀬村 正宣
	20	障がい福祉課	課長 平井 礼子

<専門部会>

相談支援部会	21	(NPO法人) リオフィールド 伊勢原市児童発達支援センター おおきな樹	副園長 清水 実千
権利擁護部会	22	(NPO法人)かでの湘南 相談支援 和	所長 喜多 祐莊
子ども支援部会	23	(NPO法人) リオフィールド 伊勢原市児童発達支援センター おおきな樹	施設長 小木 淳一
災害時支援部会	24	(社福)伊勢原市手をつなぐ育成会 地域作業所ドリーム	所長 小淵 文隆
精神障がい者支援部会	25	(NPO法人)未来 みらい伊勢原	理事長 山田 千尋
就労支援部会	26	(社福)伊勢原市手をつなぐ育成会 地域作業所ドリーム	サービス管理責任者 長尾 拓哉
当事者部会	27	伊勢原市身体障害者福祉協会	視覚障がい当事者 早乙女 松男
医療的ケア等支援部会	28	(福)至泉会 しせん相談室	主任相談支援専門員 矢野 健作

事務局	29	障がい福祉課	係長 山田 健太郎
-----	----	--------	-----------

計画策定の経過

(1) 伊勢原市社会福祉審議会

第1回社会福祉審議会

日時 令和5年11月20日(月) 午後6時00分～8時00分

場所 伊勢原市役所 2C会議室

参加人数 15人

1 報告事項

- (1) 第7期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について
- (2) 第2期自殺対策計画の策定について
- (3) 第9期伊勢原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- (4) 健康いせはら21(第4期)計画の策定について
- (5) 伊勢原市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について

第2回社会福祉審議会

日時 令和6年2月19日(月) 午後6時～7時20分

場所 伊勢原市役所 2C会議室

参加人数 13人

1 協議事項

- (1) 重層的支援体制整備について

2 報告事項

- (1) 第7期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について
- (2) 第2期自殺対策計画の策定について
- (3) 第9期伊勢原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- (4) 健康いせはら21(第4期)計画の策定について
- (5) 伊勢原市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について

(2) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

第1回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 令和5年7月6日(木) 午後2時～4時15分

場所 伊勢原市市役所 2C会議室

参加人数 26人

- 1 【評価会議】日中サービス支援型指定共同生活援助評価について
- 2 第7期障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定について
- 3 令和5年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の取組について
- 4 第1回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会について

第2回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 令和5年10月6日(金) 午後2時～4時50分

場所 伊勢原市民文化会館 展示室

参加人数 23人

- 1 伊勢原市障がい福祉事業所紹介動画の発表
- 2 専門部会の取組について
- 3 第7期障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定について
- 4 湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会について

第3回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会(書面会議)

日時 令和5年12月5日(火)～令和5年12月12日(火)

場所 書面会議

参加人数 28人

- 1 第7期障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定について

第4回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会(書面会議)

日時 令和6年2月6日(火)～令和6年2月16日(金)

場所 書面会議

参加人数 28人

- 1 第7期障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定について
- 2 専門部会の取組について
- 3 湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会について

(3) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会企画運営会議

第1回企画運営会議

日時 令和5年6月21日(水) 午後2時00分～4時15分

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 12人

- 1 各専門部会の取組について
- 2 第7期障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(案)について
- 3 第1回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会協議事項について

第2回企画運営会議

日時 令和5年9月20日(水) 午後2時～4時10分

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 13人

- 1 各専門部会の取組について
- 2 第7期障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について
- 3 第2回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会協議事項について

第3回企画運営会議

日時 令和6年1月23日(火) 午後2時～4時00分

場所 伊勢原市役所 2階 3B会議室

参加人数 12人

- 1 第7期障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について
- 2 各専門部会の取組について
- 3 第2回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会協議事項について

用語解説

あ行

◎アクセシビリティ

一般的に、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われる。高齢者や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる「情報通信アクセシビリティ」が求められている。

◎医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、日常生活における様々な相談を受ける医療的ケア児支援の専門資格を持つ相談員のこと。

◎インクルーシブ教育

インクルーシブ教育は、障がいのある者となない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方。平成 18 年 12 月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示された。

◎NPO 法人

特定非営利組織のこと。Non Profit Organization（ノ・プロフィット・オーガニゼーション）の略。利益を追求しない、市民が自主的に集まり自律的な活動をする組織のこと。

か行

◎基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 年 4 月から設置されることとなった。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

◎共生社会

障がいがある、ないにかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会、

◎ケアマネジメント

障がい者やその家族などからの相談に応じて最適な援助ができるよう、保健・医療・福祉サービスなどが適切・効果的かつ計画的に利用されるよう調整・支援すること。

◎権利擁護

自己の権利を主張することが困難な障がい者等の権利を守るために、ニーズを自ら表明することを支援し、または代弁すること。

さ行

◎サービス等利用計画（障害児支援利用計画）

障害福祉サービス（障害児通所支援）を適切に利用することができるよう、障がい者（児）のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者（障害児相談支援事業者）が作成する。

◎障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成16年6月に障害者基本法において12月3日から12月9日までの1週間と定めた。

◎障害者白書

障害者基本法に基づき、平成6年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、障がい者のために講じた施策の概況について明らかにしているもの。

◎自立支援医療（精神通院）医療

公費負担医療のひとつ。精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

◎相談支援専門員

障がい者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援業務を行う者として厚生労働大臣が定めるもの。

た行

◎特定医療費

原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち厚生労働大臣が定める疾患をさす。指定難病とも称される。

◎法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合。平成 30 年 4 月からは、民間企業では 2.2%、国・地方公共団体・特殊法人では 2.5%、都道府県等の教育委員会では 2.4%と定められた。なお、障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

◎パブリックコメント

「意見公募」と言い換えることができる。行政機関が政策の立案などを行おうとする際にその案を公表し、これに対して広く市民から意見を募る方法。

◎バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている。

◎ピアサポーター

自分の精神障がいや精神疾患の体験を活かし、ピア（仲間）として支え合う活動をする人々のこと。病院訪問活動や地域の関係機関等への普及啓発活動などを行っている。

◎ペアレントトレーニング

保護者や身近な養育者が子どもへの適切なかわり方を学ぶ家族支援のアプローチの一つ。子どもを変えようとするのではなく、親が新しい対処方法を取り入れることによって、親子のコミュニケーションをよりよくすることを目指す。

◎ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

ま行

◎民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

◎モニタリング

ケアマネジメントの一過程。支援計画に照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスで十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。モニタリングされた事項は、支援チームにおいて評価され、必要に応じて支援計画の変更を検討する。

や行

◎ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。

◎ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ら行

◎ライフステージ

人の発達をいくつかの区切りをもってとらえると、その区切りごとに独特の特徴が現れ、これをライフステージ(発達段階)と呼んでいる。一般に、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分している。

◎レスパイト

障がい者(児)の親や家族を一時的に障がい者(児)の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

 伊勢原市／保健福祉部 障がい福祉課

神奈川県伊勢原市田中 348 番地 〒259-1188 Tel 0463-94-4721 Fax 0463-95-7612

ISEHARA CITY 348 Tanaka,Isehara,Kanagawa,259-1188 Japan Tel,0463-94-4711 .Fax0463-95-7612

